

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に係る要望

平成 29 年 11 月
熊 本 県

我が国観測史上初めて、震度7が連続して発生し、本県に未曾有の被害をもたらした「平成28年熊本地震」から一年半が経過しました。本県では、一日も早い熊本の再生に向けて、県民の皆様とともに、一步ずつではありますが着実に復旧・復興の歩みを進めています。

国におかれましては、発災後直ちに政府の総力を結集し、迅速な被災者の救助活動や生活支援、激甚災害の早期指定、3度の補正予算や平成29年度予算による財政支援など、多くの具体的支援を実現いただきました。さらに、平成29年度の税制改正では、災害関連税制の常設化など復旧・復興に資する所要の措置を盛り込んでいただきました。様々な御支援、御尽力に対し、県民を代表して深く感謝申し上げます。

本県では、昨年12月に、熊本の将来の礎を築くために重点的に推進する取組みを明らかにした、「熊本復旧・復興4カ年戦略」を策定しました。この戦略のもと、「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を目指し、被災された方々の「すまい」の再建や今後本格化する被災地の新たなまちづくりなど、残された課題に総力を挙げて取り組んで参る所存です。

貴省（府）におかれては、一日も早い県民一人一人の生活再建と熊本の更なる発展につながる創造的復興が実現できるよう、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

平成29年11月

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県議会議長 岩下栄一

目 次

共通項目

地方負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置	… 1
被災市町村の中長期的な地方負担の最小化に向けた財政支援措置	… 3
大規模災害発生時における財政支援制度の常設化	… 5

内閣府

応急仮設住宅の供与期間の延長に伴う財源の確保等	… 8
被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設	… 10
災害救助法制度の見直し	… 13
罹災証明制度の見直し等	… 16
被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実	… 18
被災者の避難生活の改善に対する支援の充実	… 20
デジタルアーカイブ及び震災遺構の保存等に係る財政支援制度の創設等	… 22
外国人材の活躍機会の拡大	… 23
国家戦略特区（グローバル農業の戦略拠点形成）に係る区域指定	… 26

総務省

合併市町村に係る地方債の発行期間の特例措置	… 28
都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の法制化	… 30

文部科学省

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充	… 31
心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実	… 33
熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等	… 35
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	… 38

厚生労働省

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等	… 40
医療・福祉施設に係る防災対策等の推進	… 43

農林水産省

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実・強化	… 46
-------------------------	------

経済産業省

グループ補助金等に係る財政支援措置の充実	… 48
----------------------	------

国土交通省

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や住まい確保・再建と復興まちづくりに必要な事業への予算確保等	… 50
阿蘇地域の早期復旧・復興に向けた国直轄事業等の早期完成	… 52
益城町被災市街地復興推進地域内における街路事業等への財政支援措置	… 54
大規模災害時の公共土木施設災害復旧に対する財政支援	… 56
道路、河川堤防等の地震により増大する維持管理費に対する財政支援	… 57
建設工事における施工状況等の調査及び復興歩掛等の改定	… 58
所有者不明等の土地の取得に係る特例制度の創設	… 59
阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援	… 60
南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援	… 62
観光地復興のための支援	… 64

環境省

被災動物の救護支援	… 69
-----------	------

地方負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置

【各府省庁】

提案・要望事項

県や被災市町村の財政負担については、政府を挙げての強力な支援により、その最小化が図られてきた。

しかし、震災からの復興には、まだ長い時間と多額の経費を要することから、中長期の財源が確保できるよう、今年度以降も地方の財政負担の最小化のための立法措置を含めた特別な財政措置の継続実施をお願いしたい。

また、県も被災市町村も熊本の再生に向けて、復旧・復興を加速化させる必要があるが、復興を進める上で、その財源が多額に必要となることで、復興事業全体の進捗に影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、これから本格化していく復興事業についても、復旧事業と同様に手厚い財政措置を講ずるようお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・被害状況：死者 246 人、住家被害 196,782 棟 ※平成 29 年 10 月 13 日

・総事業費：平成 28 年度地震関係[県予算]5,323 億円

[被災市町村*予算]2,832 億円 ※歳入欠かん等債発行対象 21 団体

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
補助制度の創設・補助率嵩上げ	激甚災害指定及び補助制度の創設・補助率嵩上げ	補助制度の創設・補助率嵩上げ、補助率嵩上げの継続
地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置	復興基金創設のための特別交付税の別枠措置、普通交付税・特別交付税の算定方法の特例措置	地方負担分への十分な交付税措置の継続

3 要望の詳細

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援を講じていただいたが、復旧・復興には長い期間と多額の費用が必要のため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

特に、熊本の将来の発展に向けて、創造的な復興を加速するため、復旧事業に対する継続的な支援はもとより、今後本格化する復興事業についても補助制度の創設や補助率の嵩上げとともに、地方負担分についても、十分な交付税措置を講じていただきたい。

(県で予定している主な復興事業の例)

- ・被災者の住まい再建
- ・阿蘇へのアクセスルート（道路、鉄道）の回復
- ・益城町の復興まちづくり
- ・被災企業の事業再建
- ・阿蘇くまもと空港の創造的復興 など

(被災市町村で予定されている主な復興事業の例)

- ・被災市街地復興土地区画整理事業
- ・災害公営住宅整備事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・都市防災総合推進事業
- ・宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地液状化防止事業）など

被災市町村の中長期的な地方負担の最小化に向けた財政支援措置

【各府省庁】

提案・要望事項

被災市町村が将来にわたって危機的な財政状況に陥らないよう、今後議論が本格化するまちづくり系事業の地方負担の最小化、経済対策等における関連予算の確保、被災市町村個々の財政事情を踏まえた地方財政措置における特段の配慮等、中長期的な地方負担の最小化に向けた財政支援措置を引き続きお願いしたい。

【現状・課題等】

1 平成28年度市町村決算・熊本地震の影響（普通会計・特定地方公共団体※のみ）

- ・ 特定地方公共団体の決算規模は、歳入総額が前年度から1,315億円増の6,258億円、歳出総額が前年度から1,171億円増の5,951億円となり、大幅に増加したものの、これまで講じていただいた激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらと併せた丁寧な地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援策によって、被災市町村の負担は大幅に軽減されている。
- ・ この結果、平成28年度決算における将来負担比率等の各種財政指標を見ても、財政的に大きくダメージを受ける被災市町村は出ない見通しである。
- ・ 一方、災害復旧事業債は充当率及び交付税措置ともに有利な地方債ではあるものの、借入総額が大きくなるため、今後のまちづくりなどの復興需要への対応と相まって、被災の大きかった市町村では将来的な財政状況の悪化や、行政サービス低下への懸念などに対する不安が大きい。
- ・ 加えて、骨太の方針2015で「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する」とされているものの、平成31年度以降の見通しがはっきりしないことも不安を増幅させている。

【参考1】平成28年熊本地震特定地方公共団体の決算収支

（単位：億円、％）

区分	平成28年度	平成27年度	増減額	増減率
歳入総額 A	6,258	4,943	1,315	26.6
歳出総額 B	5,951	4,780	1,171	24.5
形式収支 C=A-B	307	163	144	88.3
翌年度繰越財源 D	145	31	114	367.7
実質収支 C-D	162	131	31	23.7

【参考2】平成28年熊本地震特定地方公共団体の財政指標

（単位：億円、％）

区分	平成28年度	平成27年度	増減	補足
経常収支比率	89.1	86.2	2.9	【やや悪化】
実質公債費比率	7.7	8.0	▲0.3	【改善】
将来負担比率	54.4	45.8	8.6	【やや悪化】

2 要望の詳細

引き続き被災市町村の実情を丁寧にお伝えしていくので、被災市町村が危機的な財政状況とならないよう、個々の財政事情を踏まえた中長期的な地方負担の最小化に向けた財政支援措置をお願いしたい。

- ① 今後事業が本格化する街路事業や小規模住宅地区改良事業等、まちづくり系事業の地方負担の最小化
- ② 今後の経済対策における関連予算の確保と地方負担への十分な交付税措置
- ③ 被災市町村の特殊事情等を踏まえた特別交付税における特段の配慮
- ④ 復旧・復興フェーズの進捗等により、今後新たに発生する課題に対する国庫補助制度及び地方財政措置の弾力的運用 など

※特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅（社会教育施設は含まない）などの公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水上村、五木村が該当（被災21市町村））

大規模災害発生時における財政支援制度の常設化

【各府省庁】

提案・要望事項

熊本地震からの復旧・復興の取組みに対しては、補助制度の創設や補助率の嵩上げ、地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置など、政府を挙げて地方の財政負担の最小化に取り組んでいただいている。

今回のような大規模災害発生時には、住民に安心していただくために、被災自治体は一日も早く災害からの復旧が果たせるよう、復旧に要する財源確保を心配することなく、躊躇なく復旧・復興に取り組めるような財政支援制度が不可欠である。

そのため、熊本地震のために構築いただいた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠となるものについては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化し、被災自治体が復旧・復興事業の実施に注力できるような仕組みづくりをお願いしたい。

また、熊本地震のような広範囲の震災から、真の復興を実現するためには、原形復旧を原則とする災害復旧事業だけでなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興に取り組む総合的な財政支援が必要である。

そのため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度の創設又は国庫補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実とこれらの常設化をお願いしたい。

併せて、大規模災害発生時には、被災自治体がより迅速かつ的確に被災者支援に取り組めるよう、国における一元的な要望窓口の設置及び復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 県内における被害額（試算）

下記のとおり他分野で多岐にわたる被害が生じている。

項目	被害額	項目	被害額
建築物（住宅関係）	2兆377億円	その他の公共施設等	736億円
水道施設	199億円	公共交通関係	86億円
電気・ガス施設	280億円	農林水産関係	1,487億円
医療・福祉関係施設	758億円	商工関係	8,200億円
公共土木施設	2,685億円	文化財	936億円
高速道路	342億円	廃棄物処理	900億円
文教施設（文化財を除く）	944億円	計	3兆7,850億円

※平成28年度熊本地震からの復旧・復興プラン（H28.12改定）より抜粋

(2) 被害状況等を踏まえた法に基づく措置

国においては、災害法制に基づき速やかな地域指定等に対応していただいた。

(H28. 4. 14) 前震発生

災害対策基本法に基づく非常災害対策本部（国）・災害対策本部（県）設置、
県内全市町村への災害救助法適用、県内全域への被災者生活再建支援法適用

(4. 16) 本震発生

(4. 26) 激甚災害法に基づく「本激」指定（東日本大震災と同じ）

(5. 2) 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」指定（東日本大震災と同じ）

(5. 13) 大規模災害復興法（東日本大震災後に法制定）に基づく「非常災害」指定（「特定大規模災害」ではない）

(3) 熊本地震を契機に一般制度化された財政支援措置等

県を挙げての被災状況の具体的な説明と真摯な要望を汲み取っていただき、下記については一般制度化された。

- ・スクールカウンセラー追加配置に係る全額国庫補助制度の創設
- ・宅地耐震化推進事業に係る補助対象要件の制度拡充
- ・廃棄物処理対策への災害対策債適用の明示化、公共施設等適正管理推進事業債の創設
- ・住宅ローン控除の適用に係る個人住民税の特例等 など

(4) 県及び被災市町村※における平成28年度の予算額

(単位：百万円)

	H28 年度最終予算額	地震関連予算	実負担額	実負担率
熊本県	1,319,035 H25～27 平均 (753,360) の 1.75 倍	532,350	22,010	4.1%
被災市町村 (歳入欠かん等債 発行対象21団体)	817,090 H25～27 平均 (652,164) の 1.25 倍	283,159	15,145	5.3%

2 大規模な災害発生時に必要不可欠と考えられる事業及び要望内容

(1) 財政措置が講じられたもの

今回の熊本地震においては、都市部から中山間地まで広範な被害が及んだことを踏まえ、国においては、東日本大震災と同様に次のような特別な財政措置を講じていただいた。

項目	熊本地震のための特別な財政措置	要望内容
中小企業等グループ補助金	・補助率 1/2 ・災害対策債（充当率100%、交付税措置95%）の充当	補助制度及び地方財政措置の常設化
被災農業者向け経営体 育成支援事業	・補助率 1/2 ※原則3/10→1/2	補助制度（拡充分）の常設化
災害廃棄物処理対策 （環境保全基金（グリーン・ニューディール（GND）基金）積立金）	・補助率 10/10（GND基金） ※実施主体である市町村の負担分（1/2）を災害対策債（同上）の対象とした上で、GND基金からの支援措置を創設	補助制度及び地方財政措置の常設化

私立学校施設災害復旧事業	・補助率 2/3 ※激甚災害法 1/2+経常費助成 1/6	補助制度（拡充分）の常設化
被災者見守り・相談支援等事業（地域支え合いセンターの設置等）	・補助率 10/10	補助制度の常設化
平成28年熊本地震復興基金積立金	・特別交付税措置 （措置率100%、510億円）	地方財政措置の常設化

(2) 財政措置が講じられていないもの

一方で、熊本地震のように広範囲に被害を及ぼすような大規模災害発生時において、必要不可欠である次の財政措置については、未だに講じられていない。

項目	熊本地震のための特別な財政措置	要望内容
新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設等	なし	自由度の高い総合的な交付金制度の創設及び常設化 又は 国庫補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実とこれらの常設化

3 要望の詳細

熊本地震からの復旧・復興の取組みに関しては、地方負担の最小化に向け、これまで政府を挙げて手厚い財政支援を講じていただいたことにより、県、被災市町村ともに躊躇なく復旧・復興事業に取り組んでいる。

こうした熊本地震における手厚い財政支援の経験を踏まえると、今後、熊本地震と同様の大規模な災害が生じた場合においても、被災自治体が躊躇なく、速やかに復旧・復興事業に取り組める仕組みづくりが重要であるため、今後の大規模災害発生時にも不可欠なこれら事業に係るものについては、激甚災害法のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化をお願いしたい。

また、市町村の区域が広範囲に被災した場合には、まちづくりに新たに組み込む必要があり、その費用も多額となることから、自由度の高い総合的な交付金制度の創設と常設化をお願いしたい。

さらに、今回の熊本地震への対応において、国庫補助制度の創設や補助率の嵩上げ等の要望に当たって必要となる被災地の課題や財政的影響等の把握に時間を要したことや、第一線で被災者支援の指揮をふるべき幹部職員が省庁ごとに再々要望する必要があったこと等を踏まえ、今後の大規模災害に備えた一元的な要望窓口の設置や復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

応急仮設住宅の供与期間の延長に伴う財源の確保等

【内閣府、財務省】

提案・要望事項

建設業者不足、土地区画整理事業・地盤の改良工事などの公共工事等の関係や、災害公営住宅の整備・既存公営住宅の改修の遅れ、民間賃貸住宅の空き住戸不足など、やむを得ない理由により自立再建が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の延長を認めていただいたところである。

については、国において応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる財源を確保するとともに、供与期間の延長に当たっては地域の実情に応じて柔軟に対応していただくようお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 応急仮設住宅の入居状況 (H29. 9. 30 現在)

区分	県内		県外		計	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	3,976	10,267	—	—	3,976	10,267
借上型仮設住宅	14,097	32,445	129	225	14,226	32,670
公営住宅等	794	1,701	168	348	962	2,049
計	18,867	44,413	297	573	19,164	44,986

(2) 応急仮設住宅設置費用

①平成28年度実績額

単位：億円

建設型仮設住宅	357.4	財源内訳 (※国庫負担率：87.01%)	
借上型仮設住宅	86.4	国庫負担金	一般財源
計	443.8	386.2	57.6

②平成29年度見込み額

単位：億円

建設型仮設住宅	0.2	財源内訳 (※国庫負担率：80.40%)	
借上型仮設住宅	112.8	国庫負担金	一般財源
計	113.0	90.8	22.2

(3) 応急仮設住宅の供与期間の延長に関する経緯

- 9月22日 災害救助法による救助の特別基準（応急仮設住宅の供与期間の延長）に係る内閣府への協議
- 10月6日 「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定
- 10月12日 「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」の公布・施行
災害救助法による救助の特別基準（応急仮設住宅の供与期間の延長）に係る内閣府の同意

2 要望の詳細

平成28年熊本地震における被災者のうち、いまだ約1万9千世帯、約4万5千人の被災者が応急仮設住宅等での生活を送っている。このうち、建設業者不足、土地区画整理事業や地盤改良工事など公共事業等との関係による自宅着工の遅れ、災害公営住宅の整備や既存公営住宅の改修の遅れ、民間賃貸住宅の入居率が高く（熊本都市圏の入居率は約98%：不動産団体情報）物件の確保が困難など、やむを得ない理由により自立再建が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の延長を認めていただいたところである。

については、国において応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる財源を確保するとともに、供与期間の延長に当たっては地域の実情に応じて柔軟に対応していただくようお願いしたい。

被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

本県では、「住まいの再建なくして復興はありえない」との考えの下、全ての被災者が自らの意向に沿った住まいの再建ができるよう、幅広く、手厚い支援策を実施している。

いつどこで起こるか分からない今後の災害においても、被災者の住まいの再建は、共通の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

【熊本県が実施する住まいの再建支援策】

- 1 住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備
- 2 被災者の再建希望に応じた各種助成
 - ・金融機関等から自宅再建のための融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - ・金融機関等から自宅再建のためリバースモーゲージ（高齢者向け返済特例）を利用して融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - ・応急仮設住宅等から恒久的な住まいに移転する場合の移転費相当額を助成
 - ・民間賃貸住宅に入居する際の初期費用（礼金・手数料等）相当額を助成

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 住家被害状況

家屋被害の状況（罹災証明）	世帯数（平成29年10月13日時点）
全壊	12,541 世帯
大規模半壊	12,373 世帯
半壊	55,501 世帯
一部損壊	131,080 世帯
合計	211,495 世帯

(2) 応急仮設住宅の入居状況（平成29年9月30日時点）

区分	県内		県外		計	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	3,976	10,267	—	—	3,976	10,267
借上型仮設住宅	14,097	32,445	129	225	14,226	32,670
公営住宅等	794	1,701	168	348	962	2,049
計	18,867	44,413	297	573	19,164	44,986

(3) 住まいの再建に関する意向調査の結果について

① 今後の住まいの希望について

県が実施した意向調査によると、今後の住まいの再建方針を約8割の世帯が決定している状況。そのうち、建設型仮設住宅の入居世帯では、約7割が自宅再建、残りは公営住宅等を希望。借上型仮設住宅の入居世帯では、約5割が自宅再建、約3割が民間賃貸住宅、残り1割が公営住宅を希望。

	建設型仮設		借上型仮設		回答数合計	
		割合		割合		割合
決めている	3,194	82%	9,639	75%	12,833	76%
自宅を再建したい	2,229	70%	5,230	54%	7,459	58%
民間賃貸住宅に入居したい	76	2%	3,041	32%	3,117	24%
公営住宅に入居したい	813	25%	1,002	10%	1,815	14%
その他	94	3%	388	4%	482	4%
まだ決めていない	691	18%	3,287	25%	3,978	24%
計	3,885	100%	12,926	100%	16,811	100%

② 住まいの再建に対する問題について

今後の住まいの再建方針を決定している世帯のうち、予定どおりに進むと思っている世帯が約65%で、問題があると回答した世帯が約35%。そのうち、約3割が「資金の目途が立たない」と回答。次に、「適切な情報がない」「考える余裕がない」という回答が続いている。

	建設型仮設		借上型仮設		回答数合計	
		割合		割合		割合
予定通り進むと思っている	1,840	58%	6,502	67%	8,342	65%
問題がある	1,354	42%	3,137	33%	4,491	35%
資金の目途が立たない	753	56%	745	24%	1,498	33%
適切な情報がない	283	21%	274	9%	557	12%
現在住宅ローンを支払中	62	5%	73	2%	135	3%
業者がいらない	90	7%	94	3%	184	4%
賃貸する上で保証人なし	26	2%	30	1%	56	1%
物件が見つからない	77	6%	166	5%	243	5%
まだ考える余裕がない	236	17%	291	9%	527	12%
その他	627	46%	643	20%	1,270	28%
計	3,194	100%	9,639	100%	12,833	100%

※複数回答のため内訳は100%にならない

(4) 本県での住まい再建支援に係る取組

① 住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備

住まいの再建について支援が必要な世帯に専門の相談員を配置し対応。
(被災者への個別訪問(伴走型)等による支援を実施)

② 被災者の再建希望に応じた各種助成

仮設住宅の供与期間内に一日も早く震災前の生活を取り戻していただくよう、被災者の意向に沿った住まいの再建をパッケージで支援。

	支援事業名	事業概要
ア	自宅再建利子助成	子育て世帯を含む多くの世帯に対し、自宅再建を行う際の利子助成
イ	リバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)利子助成	リバースモーゲージ(高齢者向け住宅再建融資)に対する利子助成
ウ	転居費用助成	仮設住宅等から自宅や民間賃貸住宅など恒久的な住まいへの転居費助成
エ	民間賃貸住宅入居支援助成	民間賃貸住宅に住み替える際の初期負担の助成

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
被災者の自立再建に向けた支援制度	被災者生活再建支援金 それ以外は各自治体がそれぞれ独自に実施	応急救助から住まいの再建までを総合的に支援する制度の創設及びその財政支援

3 要望の詳細

応急仮設住宅の供与などの応急救助については、災害救助法において制度化されているが、その先の住まいへの再建については、現行の支援制度では十分でないことから、被災自治体において独自に支援を行っているところである。

本県においては、復旧復興の三原則の一つに被災された方々の痛みを最小化することを掲げ、創造的復興に向けた県の施策の重点10項目の最重要課題として、住まいの再建に取り組んできた。具体的には、住まいの再建に向けた専門的な相談体制を整備するとともに、被災者の再建希望に応じた各種助成を実施している。

これらの支援制度があらかじめ設けられていれば、発災当初から被災者の住まい再建を見据えて支援を行うことが可能となり、被災者が早期に住まいの再建に着手し、震災前の生活を取り戻すことにつながる。

また、住まいの再建を早期に果たすことは、長期的にみると国・県・市町村の財政的負担の軽減にもつながるものであり、いづどこで起こるか分からない今後の災害においても共通の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

災害救助法制度の見直し

【内閣府】

提案・要望事項

被災者に対する応急救助に関し、都道府県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法制度の見直しを行っていただきたい。併せて、次の見直しを行っていただきたい。

- (1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等を災害救助法の対象とすること
- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し
 - ①当初からバリアフリーの応急仮設住宅を一定割合整備可能となるよう制度の見直し
 - ②高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入に要する経費を災害救助法の対象とすること
 - ③建設型仮設住宅の維持管理経費を災害救助法の対象とすること

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

家屋被害の状況（罹災証明）	世帯数（平成29年10月13日時点）
全壊	12,541世帯
大規模半壊	12,373世帯
半壊	55,501世帯
一部損壊	131,080世帯
合計	211,495世帯

(1) 他都道府県からの応援職員派遣人数

9,427人　うち罹災証明書の発行等の災害救助費対象外業務にあたった人数　6,089人

(2) 応急仮設住宅の入居状況（平成29年9月30日時点）

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	3,976戸	10,267人
借上型仮設住宅	14,226戸	32,670人
公営住宅等	962戸	2,049人
計	19,164戸	44,986人

① 建設後の改修対応件数：設置箇所

手摺	スロープ	段差解消	その他	計
706	21	25	44	796

※本県においては、建設当初、1割の仮設住宅にスロープを設置。

② いわゆる孤独死件数

建設型仮設住宅 1件 借上型仮設住宅 8件 計9件 (平成29年8月31日時点)

③ 応急仮設住宅の維持管理経費

ア 平成28年度所要額 (実績) 87,501千円

イ 平成29年度所要額 (予算) 237,677千円

ウ 維持管理経費の内訳

- ・集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共用施設の維持管理費用 (電気代、水道代等)
- ・団地内通路及び団地駐車場の補修に要する経費
- ・共用施設等 (給排水設備、共同アンテナ等) の修繕に要する経費
- ・浄化槽、受水槽等の保守点検に要する経費
- ・その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
あらかじめ定められた基準を超える応急救助を実施する場合	都道府県に裁量がなく、個別に国に協議が必要	都道府県の裁量による
(1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等に要する経費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
(2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し		
①バリアフリー仕様 (室内のフラット化等) の応急仮設住宅の建設	バリアフリー応急仮設住宅の建設に関する制度なし ※個別協議により対応	建設当初から一定割合を整備できるような制度の見直し
②ICTを活用した見守り体制の構築	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
③建設型仮設住宅の維持管理経費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること

3 要望の詳細

今回の地震では、災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号) 第3条第1項の内閣総理大臣が定める基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、同条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターヘリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。

今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。

また、熊本地震を踏まえ、被災した住宅の応急修理や生活必需品の提供などの現物給付制度について、より良い制度となるよう、見直しを検討していただきたい。

(1) 今回の熊本地震に係る対応については、国の強力な支援の下、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、被災自治体の財政負担が大きなものとなった。

また、余震の長期化により車中泊による避難を行う被災者が多数発生し、グラウンド等を開放して避難車両の受入れを行わざるを得なかった避難所もあったが、その利用再開には多額の整備費用が必要となった事例もあった。

これらの費用や避難所となった指定管理施設の使用料や休業補償については、いずれも災害救助法の対象外であるため、今後の災害での被災者への応急救助における迅速な判断に影響を与えかねない。そのため、これらの費用について災害救助法の対象経費としていただきたい。

(2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し

① 現在、応急仮設住宅の建設に際しては、段差解消を図るための手摺、スロープ等を一部に設置する費用が認められているが、車椅子利用者等が利用する際、玄関やトイレ、風呂等の間口が狭かったり、段差があったりするため、建設後に改修が必要となる。

そのため、建設当初から一定割合の応急仮設住宅をバリアフリー（室内のフラット化、広い間口等）の仕様で整備できるよう、制度の見直しをお願いしたい。

② 阪神淡路大震災や東日本大震災においても問題となったいわゆる孤独死が熊本地震においても発生している。このような事案が発生しないよう、見守り体制を強化する必要があるため、高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入を行う必要がある。この導入経費について、災害救助法の対象経費としていただきたい。

③ 現在、建設型仮設住宅の経費のうち、建設経費と解体経費については災害救助法の対象経費となっている。しかしながら、供与期間中の維持管理経費は、災害救助法の対象外であり自治体の負担となっている。

維持管理に当たっては、経常的に年間数億円が必要となり、経年劣化に伴う損傷箇所の補修、建設後発生した不具合（団地内の雨水排水対策）に伴う改修経費も別途発生する。

このほか、仮設住宅での生活において、子どもたちの遊び場も必要であることから、入居者等から遊び場の整備を求める声が出されている。

このため、建設型仮設住宅の建設から供与期間終了までの維持管理に係る経費を災害救助法の対象経費としていただきたい。

罹災証明制度の見直し等

【内閣府】

提案・要望事項

- ① 住家被害認定調査について、詳細な調査方法が指針に定められているため、多大な調査人員、時間及び経費が必要となっている。被災者の生活再建支援を速やかに行うためには、罹災証明書の迅速な発行が必要不可欠であることから、住家被害認定調査（指針）の簡素化を行っていただきたい。
- ② 罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、指針の見直し等を行っていただきたい。
- ③ 大規模災害発生直後の応急対応における人的資源の有効活用のため、自治体の行う住家被害認定調査等と民間保険会社が行う地震保険の損害認定調査において、効果的連携が可能となるような仕組みの構築を行っていただきたい。

【現状・課題等】

1 熊本地震における各調査の概要

調査名称	実施目的	実施主体	判定調査員	判定結果	調査実施件数
住家被害認定調査	罹災証明書の交付	市町村	主に行政職員	全壊、大規模半壊、半壊等	278,763 (H29.10.13現在)
被災建築物応急危険度判定調査	余震等による二次災害の防止	市町村	応急危険度判定士	危険、要注意、調査済	57,570 (H28.6.4現在)
地震保険の損害認定調査	支払保険金の算定	損害保険会社	損害保険登録鑑定人等	全損、半損、一部損	221,057 (H28.9.30現在)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①被害認定調査方法 ②調査の統一性の確保 ③複数の建物調査の実施	①内閣府指針に基づく詳細な調査 ②市町村毎に調査結果等にばらつきが生じる可能性 ③市町村や民間保険会社による調査	①調査方法の簡素化 ②指針の見直し等 ③他の調査結果の反映等の効果的連携の構築

3 要望の詳細

本件については、以下のとおり熊本地震の対応に関する検証報告書にも記載し、熊本地震での対応において非常に大きな課題であったと認識しており、制度の見直しをお願いしたい。

- ① 住家被害認定調査について、内閣府指針において詳細に調査方法が規定されているが、熊本地震においては相当な時間と労力が必要となった。罹災証明発行が被災者の生活再建支援諸制度に活用されることから、迅速な調査が求められるが、大規模災害発生時には、現行の制度では大きな混乱が発生する可能性があるため、住家被害認定調査（指針）の簡素化を行っていただきたい。
- ② 住家被害認定調査について、指針の範囲内で独自の調査票を採用して調査を行った自治体があり、被災者から、市町村間の判定に相違が生じているとの意見が寄せられ、県において調整に苦慮した。また、防災基本計画には県の広域調整について記載されているが、今後、県域を

超えた災害が発生時した際には、更に調整が困難となる可能性があることから、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、指針の見直し等を行っていただきたい。

- ③ 民間保険会社が行う地震保険の損害認定、自治体が行う被災建築物応急危険度判定及び罹災証明のための住家被害認定について、県民から見た際にそれぞれの調査の違いが分かりにくいという意見が多数あったこと、また、民間会社の調査と重複したため自治体が行う調査において建築士等の人材の確保が困難となったことを踏まえ、これらの調査の効果的連携が可能となるような仕組みの構築を行っていただきたい。

【参考1：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）内閣府（抜粋）】

- ・ 大規模災害により各調査の必要量が増大する場合に備え、調査の統合等を進めることについて被災経験地方公共団体から強い意見があることも踏まえ、各種調査の実施時期や基準の違い、手続の流れ等について関係省庁等が一体となって整理し、例えば応急危険度判定の際に記録した調査表を共有するなど、各種調査の迅速化に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な分野（項目）について連携することを含め、住家被害認定調査の効率化を検討するべきである。

【参考2：熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書（抜粋）】

- ・ 住家被害認定調査については、専門資格や経験のない職員でも対応できるよう内閣府が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めているが、多大な人的資源を投入する必要がある、その確保が困難であった。
- ・ 罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査の方法について、独自の調査票による調査を行った自治体の調査方法に問題があるのではないかという意見が他自治体から出された。
- ・ 県民から見た際に、被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定、罹災証明のための住家被害認定の違いが分かりにくいという意見が多数あった。

被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実

【内閣府】

提案・要望事項

- ① 被災者生活再建支援金の支給対象を拡大（半壊世帯への柔軟な対応、一部損壊世帯及び宅地被害への支援）していただきたい。
- ② 災害援護資金貸付制度について、被災者が利用しやすい制度となるよう見直していただきたい。
- ③ 災害弔慰金等の支給認定について、市町村が災害との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。
- ④ 切れ目なく、漏れなく被災者の支援を行うため、ICTを活用し、被災者の情報を集約・共有することが可能なシステムを構築していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 住家被害罹災証明発行世帯 211,495 世帯（平成 29 年 10 月 13 日時点）
 全壊 12,541 世帯 大規模半壊 12,373 世帯
 半壊 55,501 世帯 一部損壊 131,080 世帯
 宅地危険度判定（平成 29 年 1 月 11 日時点）の「危険」と「要注意」（簡易調査含む）件数
 7,137 件 ※宮城県 2,356 件、新潟県 726 件、岩手県 217 件
- ② 災害援護資金貸付制度の貸付決定状況（平成 29 年 9 月 30 日時点）
 726 世帯
- ③ 死者数（平成 29 年 10 月 17 日時点） 248 名（うち直接死 55 名、災害関連死 193 名）
- ④ ピーク時における避難者数 避難所：855 箇所、183,882 人（平成 28 年 4 月 17 日時点）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①被災者生活再建支援金の支給対象	・半壊世帯は一部対象 ・一部損壊世帯は対象外 ・宅地被害は対象外	・半壊世帯、一部損壊世帯への支給 ・宅地被害世帯への支給
②災害援護資金の貸付利率	年利3%	無利子化
③災害弔慰金等の支給認定基準	各市町村の判断	統一的な支給認定基準の策定
④被災者に対する切れ目のない支援を行うためのシステム	被災市町村がそれぞれ被災台帳を作成し、対応	国において構築されたICTシステムを被災自治体が活用

3 要望の詳細

- ① 観測史上初となる震度7の2回の観測や過去に例をみない長期間にわたる余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が発生した。
 現行の被災者生活再建支援制度では、半壊世帯（解体世帯を除く）や一部損壊世帯が支援の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となっている。
 また、これと同様に、宅地の被害の復旧費用がかさむことも、被災者の住宅再建に大きな障害となっている。

これら熊本地震での被害を踏まえ、今後の災害においても、すべての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、半壊や一部損壊、宅地被害を受けた世帯への支援が実施できるよう制度改正をお願いしたい。

- ② 熊本地震では、県内で20万世帯を超える住家被害が生じ、被災した住宅の再建が、被災者にとってまず直面した課題であった。

低所得者層に対する公的な融資制度としての「災害援護資金貸付制度」であるが、利子3%の規定は、一般金融機関の現行貸付利率と比べて高く、低所得者層を対象とする融資制度として利用しやすい制度とは決して言えない状況である。熊本地震においても、726世帯(罹災証明書発行世帯の0.34%)の利用にとどまっている。

熊本地震及び過去の災害における利用状況等を踏まえ、貸付利率の無利子化を行うなど、災害の発生に伴い金銭的に困窮する被災者にとって生活再建の第一の選択肢となるよう制度改正をお願いしたい。

※ 災害援護資金利用実績 (利用者数/住家被害棟数)

災害	都道府県	利子	利用実績
熊本地震	熊本県	3%	0.34% (平成29年9月30日時点)
東日本大震災	宮城県	無利子	4.85% (平成25年4月時点)
	岩手県		1.77% (平成25年4月時点)

- ③ 熊本地震によって死亡した248人のうちいわゆる災害関連死は193人であり、直接死55人を大幅に上回っている状況である。

災害弔慰金等の支給認定に係る災害と死亡との因果関係の判断については、国から統一的な基準が示されていないことから、熊本地震では県が「関連死認定基準(準則)」を策定し、市町村が災害弔慰金等の支給認定事務を円滑に、かつ、統一的に行えるよう支援してきたところである。

しかしながら、今後の災害を見据え、市町村が災害と死亡との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。

- ④ 災害が発生した場合は、家屋の罹災状況や仮設住宅への入居状況などの被災者の情報を集約し、被災者への漏れや切れ目のない効果的な支援を実施する必要がある。

しかし、情報が不十分な段階では、被災者ごとのニーズの把握ができず、適時的確な支援を実施できない恐れがある。

このため、災害発生直後の避難所への入所時から、罹災証明、仮設住宅の入居状況、生活再建支援制度の活用など、被災者ごとに一連の情報を集約するとともに、支援制度の活用状況等を含めて関係機関で共有することが必要である。

そのため、国においてICTを活用した被災者情報を集約・共有するシステムを構築していただきたい。

被災者の避難生活の改善に対する支援の充実

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

熊本地震における課題を踏まえ、被災者の避難生活の改善に対する支援の充実のため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1) 物資調達・輸送体制の充実化
 - ①物資調達・輸送調整等支援システムの拡充
 - ②広域的な物資調達・輸送体制の確立への支援
- (2) 避難所のトイレ改修等に係る補助制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- (1) 熊本地震による「物資要請システム」の利用状況
 - ・国と連携し、タブレット端末を活用した「物資要請システム」を導入開始
(平成28年4月28日)
 - ・市町村・避難所へタブレット端末を配備し、計570台活用
- (2) ピーク時における避難者数
 - ・避難所：855箇所、183,882人（平成28年4月17日）
 - ・福祉避難所：101箇所、823人（平成28年5月20日）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) ①物資調達・輸送調整等支援システム	使用者は国及び県のみ	使用者の拡大（市町村（避難所等）及び物流事業者）
(1) ②広域的な物資調達・輸送体制	大規模災害時には、国がプッシュ型支援を実施	大規模災害時以外においても都道府県の枠を超えた物資の調達・輸送を国等と連携して実施
(2) 指定避難所及び福祉避難所における備品整備・トイレ・空調等設備の整備・改修のための補助制度	なし	補助制度の創設

3 要望の詳細

- (1) ① 今回の地震では、発災直後は、指定避難所等での必要な物資のニーズ把握や在庫管理が困難だったり、必要物資が複数経路を通じて重複要請されたりするなど、一元的な情報管理が困難な状況があった。また、物資の配送状況が市町村に連絡されておらず、物資の到着時に受け入れ態勢が整っていなかったことで、現場で混乱が生じた。

このため、被災者に円滑に物資を輸送できるよう、ICTを活用した物資調達・管理・輸送調整等支援システムについて、市町村及び物流事業者も使用できるようにしていただきたい。

- (1) ② 特定の物資が不足する災害が発生する場合や、パーティションや段ボールベッドなど特殊な物資の入手が困難な場合に対応するため、自治体間の連携を進めているが、災害への備えを更に充実するためには、自治体だけでなく、国や民間企業等との連携を一層進めていく必要がある。

このため、国におかれても国、民間企業等を含めた連携を推進され、都道府県の枠を超えた広域的な物資の調達や、その輸送を行うための体制を確立いただくとともに、都道府県等にあらかじめ示していただきたい。

- (2) 熊本地震の検証の結果、指定避難所等の備品や、ライフラインを確保するための設備の整備不足が課題となった。

指定避難所等においては、避難生活に最低限必要な備品や発電機等の設備の整備、洋式トイレや多機能トイレの改修等及び避難所のバリアフリー化、さらには、夏場や冬場における空調設備の確保が必要である。

しかし、これらの整備に当たっては、緊急防災・減災事業債により一部対応できるものの、市町村の負担も大きく、整備が進まないおそれがあることから、国による補助制度の創設をお願いしたい。

熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブ 及び震災遺構の保存等に係る財政支援制度の創設等

【内閣府、文部科学省、環境省】

提案・要望事項

熊本地震の被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ、教訓等については、本県のみならず国民全体の共有財産として後世に遺すとともに、今後の災害対策や防災教育に活かす必要がある。そのため、地方創生の取組に位置付け進めているデジタルアーカイブや震災遺構の保存など、熊本地震の記憶や記録を保存し発信する取組等に対する財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- デジタルアーカイブ事業は、平成30年度にピークを迎え、事業費約182百万円が見込まれる。
- 熊本地震関連資料（写真・映像・文書等）を収集・整理・保存し、被害の実情や復旧・復興の過程を専用ウェブサイトで公開。（平成31年度までに約20万点を収集）
- 平成29年度から震災遺構候補の消失を防ぐため、仮保存事業を行うとともに、9月に「熊本地震震災ミュージアムのあり方検討有識者会議」から知事に提出された報告書を受けて、天然記念物として指定予定の断層を含む震災遺構の保存や活用方法等を「熊本地震震災ミュージアム基本方針（仮称）」として今年度中に策定し、取組を本格化する。
- 総事業費想定 最大約5,700百万円（平成28年度～平成31年度以降）

※デジタルアーカイブはH28から、震災遺構の保存等はH29から地方創生の取組として実施。

	H28	H29	H30	H31～
デジタルアーカイブ	約31百万円	約43百万円	約182百万円	約119百万円
震災遺構仮保存 ^{*1}		210百万円	90百万円	
震災ミュージアム検討 ^{*1}		約10百万円		
震災ミュージアム整備 ^{*2}			約317百万円	（最大4,700百万円）

※1 震災遺構仮保存・震災ミュージアムのあり方検討（事業費計310百万円）

※2 震災ミュージアム整備（東海大学の活用約16億円、拠点整備14億円、管理運営ほか20億円）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
熊本地震の記憶・記録を後世に伝えるデジタルアーカイブや震災遺構の保存等の取組に対する財政支援	なし	地方創生の取組に位置付けた財政支援及び新たな制度の創設

3 要望の詳細

南海トラフ地震をはじめ、今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあるとの認識のもと、今回の熊本地震の経験を教訓として、国民全体で共有し、今後の災害に活かす必要があるため、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を、しっかりと記録し、整理・蓄積し、後世に遺していくことが重要である。

このため、防災対策や防災教育の充実・強化の視点から、熊本地震の記憶・記録を後世に伝える取組として、各種活動の記録や資料を幅広く収集して蓄積するデジタルアーカイブ及び激烈な地震により出現した断層や被災した建物等を震災遺構として保存・活用する取組を本格化することとしており、引き続き地方創生の取組に位置付け進めて参りますので、支援をお願いするとともに、新たな財政支援制度を創設いただきたい。

外国人材の活躍機会の拡大

【内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

- ① 熊本地震からの復旧・復興需要の後を見据え、県内企業のグローバル化、イノベーションの拡大を目指し、本県における外国人留学生の起業というチャレンジを促進することで、新しい活力を創出し、創造的復興に繋げるため、本年5月に国家戦略特区の提案として提出した外国人留学生の起業に関する要件の緩和をお願いしたい。
- ② 熊本地震の復旧・復興に伴う人手不足対策について、本年3月に国家戦略特区として九州各県・政令市で共同提案した外国人留学生の資格外活動時間延長・拡大や県内中小企業に雇用されている外国人の資格活動量確認の要件の緩和をお願いしたい。
- ③ 本県においては、熊本地震の復興需要等による人材不足が深刻であることから、過去に技能実習を優秀な成績で修了した者及びそれに相当する資格・能力を有する外国人を、即戦力として一定期間にわたって我が国で就労できるように、新たな枠組み（「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等）を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- ① 熊本地震からの復旧・復興需要の後を見据えた県内企業のグローバル化、イノベーションの拡大など、高度なスキルやグローバルな視点、感性を持った外国人材の活躍が期待される。
世界的にも留学生獲得競争が激化する中、震災の影響で県外・国外就職を意識する外国人留学生の県内定着を図るため、大分県と当県が協働して広域で創業促進に向け取り組むことは、本県の活力を創るという意味でも必要な取り組みである。
また、本県で起業する外国人留学生のチャレンジを促進することで、新しい活力を創出し、創造的復興に繋がる。
しかしながら、現行の外国人留学生の起業に必要な「経営・管理ビザ」の取得には、500万円以上の資金調達等の要件を満たさなければならず、活躍機会を活かせない状況にある。
- ② 熊本地震の復旧・復興に直接関わる土木・建設分野の職種を中心とした賃金急騰の影響もあり、これらの分野に求職が集中する一方、いわゆる人手不足産業（サービス、小売・卸売、介護、製造業等）においても、人材確保が一層困難となっている。
本県では、中長期の対策として、若者の地域への定着、女性及び高齢者の更なる活躍に向けた環境整備並びに人材育成及び設備投資による生産性向上に向けて取り組んでいるところであるが、成果の実現まで時間を要することから、足下の労働需給インバランスについて、適時に効果的な対策を講じられていない。
- ③ 現行制度においても、いくつか外国人就労者受入事業が存在するが、本県における人手不足産業の人手不足を解消する制度となっていない。
ア 技能実習制度
当該制度は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発

展を担う「人づくり」に協力することが目的とされており、労働力の需給調整に用いることは制度の趣旨に照らして不適切。

イ 外国人建設就労者受入事業

当該事業は、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き、受入企業との雇用関係の下で建設業務に従事することができる事業。本県においても当該事業による受入が確認されているが、建設分野の人材不足感は解消できずさらに強まっており、その他の人手不足産業に向けた潜在的な求職者の流れに影響を与えていると考えられる。

ウ 製造業外国従業員受入事業

当該事業は、外国に事業所のある（≒一定規模以上の）企業を念頭に、国内のマザー工場におけるOJTを通して特定の専門技術の移転等を図る事業である。特に人手不足が深刻となっている企業は、海外に拠点を持たない規模の小さい企業で、本事業の適用外である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 外国人留学生の起業	500万円以上の資金調達等	300万円以上の資金調達に緩和 卒業後6ヶ月間の要件確認の猶予期間を設ける
② 外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）拡大	卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生に限定	卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等に拡大
② 外国人留学生の資格外活動（報酬を受ける活動）時間延長	原則1週につき28時間（4時間×7日間）以内	1週あたりの就労時間を36時間以内に延長
② 外国人の資格活動業務量確認の特例措置創設	在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を証する文書を添付	セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国人について、資格業務量が申請時見込みを下回っていても更新を認める
③ 「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等	なし	「産業人材」等新たな在留資格の創設又は特定活動等の創設

3 要望の詳細

- ① 外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円以上）の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。

卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行っていただきたい。

- (i) 「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円以上）の投資額」等）を6ヶ月間猶予する。
- (ii) 地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。

※国家戦略特区提案として、現時点で大分県、熊本県が内閣府に提出している（大分県：平成29年3月24日、熊本県：平成29年5月22日）。

② 1週について28時間を超える有給就業体験を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生に限定されているが、卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等まで、外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）を拡大していただきたい。

(i) 留学生の就労活動は、原則1週につき28時間（4時間×7日間）以内となっているが、在籍する教育機関が卒業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、1週あたりの就労時間を36時間以内に、外国人留学生の資格外活動（報酬を受ける活動）時間延長していただきたい。

(ii) 資格活動の更新申請にあたり、在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を称する文書を添付する必要があるが、セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国人については、資格業務量が申請時見込みを下回っていても更新を認めていただきたい。

※国家戦略特区提案として、外国人留学生の資格外活動時間延長・拡大については、九州7県・1政令市の共同提案、県内中小企業に雇用されている外国人の資格活動量確認の特例措置創設については、九州・山口8県・1政令市の共同提案として、平成29年3月24日に内閣府へ提出している。

③ 過去に技能実習を優秀な成績で修了した者及びそれに相当する資格・能力を有する外国人を、即戦力として一定期間にわたって我が国で就労できるように、新たな枠組み（「産業人材」等、新たな在留資格の創設又は特定活動等）を創設していただきたい。

単に労働力不足の対応に留まらず、一定レベルの資格・能力を有する外国人を迎えることにより、多様性を取り込み、生産性の維持・向上への寄与も期待できる。

国家戦略特区（グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて）の区域指定

【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震からの復旧・復興が本格化する中、本県においては各方面での人材の需要が高まっており、農業分野では労働力不足が大きな課題となっている。

このような中、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が、本年6月に公布され、特区では、農業分野での外国人就労が可能となった。

本県では、震災復興に向けた農業人材の受入・育成を中核として、農業の成長産業化、国際競争力の強化を図り、グローバル農業の戦略拠点を形成するため、本年10月に内閣府へ国家戦略特別区域の指定を提案した。

国におかれては、迅速な震災復興を図る観点から、本県の国家戦略特別区域指定及び区域計画の認定についての格別のご配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現状と課題

- これからの日本農業には、国際競争の荒波の中で、勝ち抜いていく力が求められる。このような中、平成28年4月の熊本地震により、県内農業に甚大な被害が発生したことから、本県では、地震被害からの1日も早い復旧・復興と競争力強化を同時に実現する必要がある。幸い、震災を受けた中でも、農業産出額・輸出額ともに増加するなど、農業者は力強く営農を続けており、困難を乗り越えていく基盤は揺らいでいない。また、新たな動きとして、バリやタイなどの東南アジアを中心に本県への農業研修が増加するなど、海外との交流も広がりつつある。
- 一方、震災からの復旧・復興が本格化する中、県内では人材需要が高まっており、有効求人倍率は過去最高水準に達するなど、農業生産現場での人材確保が一層困難となっている。（熊本県の有効求人倍率（就業地別季節調整値）：1.30（H28.3）⇒1.79（H29.8）、参考：全国平均1.52（H29.8））
これを受けて、県では、農業団体と連携して「熊本県農業労働力連携会議」を設置し、県内の労働力をマッチングする仕組みの構築に着手した。今年度は、県内3つのモデル地区内で農繁期の労働力融通等に試験的に取り組み、来年度はモデル地区間での労働力連携に発展させていく予定。
- さらに、本年6月に「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が公布され、特区指定区域においては、農業分野での外国人就労が可能となった。また、特区の区域追加にあたっては、「被災地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく」とされている。
- このような状況を踏まえ、本県では「震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築」を中核事項とする国家戦略特区の指定について、本年10月に内閣府へ提案した。
- 外国人材の受入・育成体制の整備については、一方的な雇用に留まるのではなく、外国人側にとって高い技能習得と生活支援の充実が可能となるような人材育成の仕組みを創設することで、両者がWIN-WINの関係づくりを行うことを重視しており、大胆な規制改革も併せて提案している。なお、県内の農業生産現場では、施設園芸が盛んな地域を中心に外国人技能実習生を20年以上前から労働力として受け入れた経験を有する（平成28年受入実績：1,951人）とともに、外国人技能実習生等に対して、熊本県立農業大学校が研修講座（農業の最先端研究技術に関する講座等）を開講するなど、他県に先駆けた外国人材への研修・交流体制を整備しており、今回提案した特区の取り組みと併せて、更なる体制の充実を予定している。
- 国におかれては、迅速な震災復興を図る観点から、国家戦略特別区域指定及びその後必要となる区

域計画の認定についての格別のご配慮をお願いしたい。

2 現行制度及び要望内容

①特区提案の全体概要

・国家戦略特区の4次指定を受けるためには、既存事項を含めた大胆な規制改革を提案する必要がある。そのため、本県の提案については、「震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築を中核に、戦略的な輸出や食と農を通じたインバウンド・アウトバウンドの推進、革新的な技術の開発・導入等を世界的視点から一体的に推進し、震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点の形成」を目指す大胆かつ幅広い内容としている。本県が提案している特区の3つの柱は、以下のとおり。

- …震災復興に向けた外国人材の受入・育成体制の整備
- …戦略的な輸出・インバウンド推進と新たな産業の創出
- …農業技術イノベーションと技術交流の促進

②主な規制改革等の提案内容

項目	現行制度	要望内容
特区における農業分野での外国人就労	6月の国家戦略特区法改正により、特区指定区域において農業分野での外国人就労が可能となったが、県内で実施するためには特区指定が必要	国家戦略特区の区域指定、区域計画の認定
震災復興支援を行う外国人材の在留資格	熊本型特区で想定する震災復興支援を行う外国人材(母国等で農業経験がありかつ震災復興支援を行う者)の在留資格の定めなし(入管法)	在留資格に係る技能要件の緩和
外国人材の住居確保	公営住宅入居者資格には、収入の上限要件(158千円/月)がある(公営住宅法)	公営住宅の入居者資格の収入上限要件の緩和
国民年金の加入・納付義務	日本に在住する20歳以上60歳未満の者は年金への加入・納付義務がある(国民年金法)	熊本型特区で想定する外国人材を学生納付特例制度の対象に含める
広域的な派遣・研修に対応した送迎体制整備	法にもとづく営業許可を受けずに人員を輸送(白タク)することはできない(道路運送法)	既存メニュー「自家用自動車の活用拡大」を応用し、外国人就労者の輸送需要に対応した制度創設
外国で取得した運転免許証から日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化	外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える際には、知識確認、技能確認の必要がある(道路交通法)	熊本型特区で想定する復興支援外国人材について、日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化
ハラール食肉生産活動に係る入管法の特例	イスラム圏への食肉輸出に必要なスローターマン(イスラム教徒のと畜人)の在留資格の定めがない(入管法)	スローターマンを入管法における在留資格として位置付け
地理的表示(GI)保護制度の登録要件緩和	品質、社会的評価その他確立した特性として、「概ね25年」の生産実績が必要	輸出目的の農産物に限り「概ね10年」に要件を緩和

3 スケジュール

- ・平成29年10月 内閣府へ国家戦略特区提案書(全体構想)提出(中核事項は9月に提出)
- ・平成29年中 国家戦略特別区域諮問会議において協議・検討
- ・平成29年12月頃 国家戦略特別区域として指定
- ・平成30年以降 国家戦略特別区域の区域計画の作成・認定 ⇒ 実動へ

合併市町村に係る地方債の発行期間の特例措置

【総務省】

提案・要望事項

平成28熊本地震により被災した合併市町村においては、災害復旧事業を優先する必要があることから、旧合併特例債を活用して実施中の事業及び今後活用を予定していた事業の進捗が大幅に遅延することが想定される。

そのため、東日本大震災時と同様、地方債の発行期間を延長していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

平成28年熊本地震により被災した合併市町村では、災害復旧事業に注力することから、合併市町村の一体化を促進するための旧合併特例債を活用して実施すべき事業が、発行期間中に実施できない可能性が高い。東日本大震災の発生で5年間の期間延長となり、東日本大震災による人手不足や資材不足等の影響を考慮し、延長期間を最大限活用する事業計画に見直した（H27年度→H32年度）ため、実施可能な残余期間がほとんどない。

<発行期間内に事業が実施できない主な理由>

- ・避難所となっている公民館や社会体育施設の耐震改修等、地震による新たなニーズが発生しており、建設計画の再考が必要となっているため。（八代市）
- ・学校施設が被災し、長寿命化対策から改築へと計画を見直す必要があるため。（宇城市）
- ・学校施設や社会体育施設の災害復旧を優先し、庁舎増築事業を延期したため。（合志市）
- ・災害対策関連事業（危機管理防災室整備、防災行政無線のデジタル化、備蓄倉庫整備、庁舎の耐震改修等）を優先し、予定している道路・橋梁事業を延期したため。（氷川町）
- ・その他、熊本地震により復旧・復興事業が増大し、公共事業の不調・不落が急増していることに加え、全国的に東日本大震災からの復興促進、2020東京オリンピック等による人手不足や資材不足等の影響があり、計画的な事業実施ができないことが懸念される。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
旧合併特例債の発行期間	合併年度及びこれに続く15年度	現行の15年度を20年度に延長

3 要望の詳細

被災した合併市町村が、躊躇なく一日でも早い復旧・復興に取り組むとともに、災害復旧事業の円滑な実施に向けて工事を平準化するため、また、当初計画していた合併市町村の一体化の促進に向けた事業を着実に履行するため、旧合併特例債の発行期間を、東日本大震災で被災した合併市町村と同様に延長（合併年度及びこれに続く15年度⇒20年度）していただきたい。

また、合併市町村が不安なく今後計画的に事業を実施することができるよう、発行期限を待つことなく、早期の延長判断をいただくよう併せてお願いしたい。

<参考：県内合併市町村の建設計画終了年度=旧合併特例債の発行期限>

計画終了年度	団体数	市町村名
H30	2	上天草市、あさぎり町
H31	7	山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、美里町、南阿蘇村、芦北町
H32	6	<u>八代市</u> 、玉名市、 <u>天草市</u> 、合志市、和水町、氷川町
計画期間終了	1	山都町 (H26 迄)

下線は、庁舎の建替えを行う団体。

都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の法制化

【内閣府、総務省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震では、被災市町村に対し、都道府県からの職員派遣の他、各都道府県からの要請に基づき、区域内の市町村からも多数の職員派遣をいただいた。

しかし、都道府県と市町村とが一体的に支援を行うスキームが法的には確立されていないことから、より迅速かつ効果的な被災地支援が可能となるよう、法的整備を含め必要な措置をお願いしたい。

1 現状・課題等

- 平成28年熊本地震においては、発災直後から九州・山口9県災害時応援協定等により、九州地方知事会事務局（大分県）を窓口とした派遣調整及び、応援担当県が区域内市町村を取りまとめ一体的に応援派遣を行うカウンターパート方式により、全国から約10万人（うち熊本市分が約5万3千人）を超える多数の派遣をいただき、熊本地震においては有効に機能した。
- しかし、罹災証明書の発行や被災者の生活再建支援等の業務に膨大なマンパワーが必要となる応急対応期において、一部の市町村から、派遣についての法的根拠^(※)がないため対応を保留した例があり、被災地への迅速な職員派遣に影響が生じた。

(※) 災害対策基本法においては、県から県への応援要請に係る規定（第74条）はあるものの、県から市町村への応援要請に係る規定がない。

(災害対策基本法) (抄)

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の要請	なし	当該派遣要請の法制化

3 要望の詳細

応援職員の数が増大となる大規模災害が発生した場合に、応援都道府県が域内の市町村をとりまとめ、一体となって職員派遣を行うカウンターパート方式は、極めて効率的かつ効果的手法であり、この方式の実効性を高めるため、県から市町村への応援要請の根拠となる関係法令の整備をお願いする。

学校施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の拡充

【文部科学省】

提案・要望事項

学校施設の災害復旧等に係る以下の措置を講じていただきたい。

- ① 公立学校施設の災害復旧に係る予算の弾力的な対応
- ② 公立学校施設の避難所としての施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大
- ③ 私立学校施設の災害復旧に係る必要な予算確保

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【公立学校施設】

- ・被害状況：公立学校等 714 校中 446 校が被災（H28. 9. 21 時点）
- ・総事業費：220 億円（H28. 9. 21 時点）

【私立学校施設】

- ・被害状況：私立学校 233 校中 172 校が被災（H28. 9. 14 現在）
- ・総被害額：362 億円（H28. 9. 14 時点）

<国災害復旧予算の所要額見込み（私立学校）>

	被害額	国補助率	国所要額
中・高	109億円	2/3	73億円
幼稚園等	8億円		6億円
大学等	233億円	(※1)	155億円
専・各	12億円	1/2 (※2)	6億円
計	362億円		240億円

※1…激甚法1/2+経常費助成1/6=2/3

※2…予算補助1/2

H28 第2次補正予算額
129 億円
－国所要額 240 億円
＝▲111 億円必要

2 現行制度及び要望内容

	現行	要望内容
① 公立学校施設の災害復旧に係る予算の弾力的な対応	平成28年10月の第2次補正予算で所要の予算を確保	工期に応じた予算の弾力的運用（H31年度までの予算確保）
② 公立学校施設の避難所としての施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ及び補助対象範囲の拡大	補助率 1/3	1/3⇒嵩上げ
	高等学校は、屋外防災施設のみ補助対象	小・中学校と同様に高等学校を補助対象化
③ 私立学校施設の災害復旧に係る必要な予算確保	平成28年10月の第2次補正予算で129億円が措置	平成29年度補正予算等による事業実施に必要な予算確保

3 要望の詳細

- ① 今回の地震により、被害を受けた公立学校施設の復旧には 220 億円以上の費用を要することが見込まれる。

国においては、公立学校施設災害復旧費国庫負担金について、平成 28 年 10 月の第二次補正予算で、所要の予算を全て確保いただいた。

しかしながら、大規模改修及び改築施設の復旧については、資材や人手不足等もあり、平成 31 年度までの工期が見込まれる施設もあることから、平成 31 年度までの確実な予算の確保をお願いしたい。

- ② 今回の地震では、多くの被災者の方々が学校に避難されたが、震度 7 が連続したことにより、学校施設が蒙った被害は予想以上に大きく、十分にその役割を果たすことができなかった。

そのため、学校施設が、今回の地震の経験を活かし、災害の際に避難所として十分な機能を発揮するためには、非構造部材の耐震化、空調設備やトイレの洋式化、備蓄倉庫や無線 LAN の設置等も必要である。

しかし、現行制度では、総務省の「緊急防災・減災事業」において、避難所に指定されている施設については、当該整備を行った場合に、地方債の充当率 100%のうち 70%が交付税措置されることとなっているが、避難所に指定されていない場合は対象外である。

なお、県立学校で避難所等に指定されているのは平成 29 年度で全 68 校のうち 31 校と少なく、市町村は地域防災計画で自らが設置した施設を優先して避難所に指定することが多い。

ただ、ひとたび災害が発生すれば、学校には避難所指定の有無に関わらず、多くの住民の方々が避難してこられるため、学校は避難所指定の有無に関わらず避難所とならざるを得ず、これを前提とした施設整備を行う必要がある。

避難所指定の有無に関わらない補助制度として、文科省の「学校施設環境改善交付金」において、防災機能強化の一環として施設を整備する公立小・中学校等については国庫補助（補助率 1/3）があるが、避難所に指定されている学校は、前述の「緊急防災・減災事業」も活用することになる。

県立学校における施設整備は、平成 29 年度にアクションプランを策定し、平成 30 年度から順次計画的に整備していく予定であるが、財政事情も考慮し長期的な計画にならざるを得ず、市町村においても同様と思われる。

よって、前述の「緊急防災・減災事業」は平成 32 年度までの限定的な事業であるため、恒久的な財政措置として、「学校施設環境改善交付金」の補助率を嵩上げいただきたい。

また、本県では、熊本市内を中心に県立学校が避難所となり、地域との連携を密にすることの重要性を改めて認識したため、重点施策の一つとして、防災型を含め、全国で初めて、全ての県立学校にコミュニティスクールを導入した。施設面での配慮も必要であるため、「学校施設環境改善交付金」において屋外防災施設を除き現行制度の対象となっていない高等学校についても補助対象としていただきたい。

- ③ 今回の地震により、被害を受けた私立学校施設の復旧には約 360 億円の費用が見込まれる。

それに対し、国の所要額は約 240 億円が必要と見込まれる。国においては、平成 28 年度第 2 次補正予算で、129 億円の予算を確保いただいたが、平成 29 年度予算では当該予算は計上されておらず、今後、100 億円以上確保していただく必要がある。

災害からの復旧・復興には多額の費用を要するとともに、私立学校施設の復旧は、現段階で平成 30 年度までかかることもある。資材や人手不足等の関係でさらに工期が延びる恐れもあることから、国からの長期的な支援が不可欠であり、災害復旧に係る継続的な支援とともに、平成 29 年度補正予算等により所要の予算を確保いただきたい。

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実

【文部科学省】

提案・要望事項

被災した児童生徒等の心のケアや学習支援等に係る支援体制の充実のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 児童生徒の心のケア、学習支援などに係る教職員の加配措置
- ② スクールカウンセラーの全額国庫補助による追加配置の継続
- ③ 県が行う私立学校授業料減免補助事業への継続的な支援、補助対象学種の拡充及び県負担分に対する確実な財政措置

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ① 児童生徒の心のケア、学習支援の対応のため、教職員加配が必要
 - ・総事業費：164 百万円（※H29 事業費。H30 以降は金額精査中）
- ② 児童生徒の心のケアへの対応が必要
 - ・児童生徒の心のケアが必要だと判断された児童生徒数
2,134 人（H28.5.30）→ 645 人（H28.11.22）→ 919 人（H29.5.10）
 - ・総事業費 56,991 千円（※H29 事業費）
（うち、人件費 44,662 千円、人件費以外（報償費、旅費等）12,329 千円）
- ③ 被災生徒授業料等減免補助対象要支援幼児・生徒数〔平成 28 年度実績〕

区 分	幼稚園	中学校	高校	専修・各種	計
対象幼児生徒数	398人	70人	952人	138人	1,558人

2 現行制度及び要望内容

項目	現行	要望内容
①-1 小中学校にカ配措置 ①-2 上記カ配に関する諸経費	①-1 42人 ①-2 補助制度なし	H30以降の加配措置の継続及び諸経費に係る国庫補助制度の創設
② スクールカウンセラー（SC）の追加配置への継続的支援	補助率10/10	H30以降の制度適用の継続
③ 私立学校授業料減免事業への継続的支援、補助対象学種の拡充及び県負担分に対する確実な財政措置	[対象学種] 私立中高・専修学校 [財源] 国2/3、県1/3（県負担分の8割に対して地方交付税措置）	[対象学種] 私立幼稚園を追加 [財源] 県負担分への確実な地方交付税措置

3 要望の詳細

- ① 平成 28 年度は、熊本市も併せて 74 人分の加配の予算措置（91 人の実配置、熊本市 28 人を含む）をいただき、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭を配置し、少人数指導やティーム・ティーチング授業等を行い、児童生徒が授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、SC との連絡調整を行うことができた。

平成 29 年度も、熊本県全体で 54 人（教諭 42 人、養護教諭 9 人、栄養教諭 2 人、事務職員 1 人【熊本県 42 人、熊本市 12 人】）の加配措置をいただいた。

熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、今後も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠であり、来年度以降も引き続き支援をお願いしたい。

また、人件費以外の加配に要する諸経費について、現行では補助制度がないため、併せて国庫補助制度の創設をお願いしたい。

② SC の配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急 SC 活用事業」が制度化され、平成 29 年度も補助事業者として指定された。来年度以降も引き続き制度を継承し、本県をその対象として指定していただきたい。

③ 今回の地震では、多くの生徒が被災し、その保護者も勤務先が被災するなど、生活への不安を抱えながら日々を過ごされている。経済的理由により就学を断念することがないように、県が行う私立学校への授業料減免補助事業に対し、国から 3 分の 2 を補助する支援策が措置されたが、幼稚園は補助対象になっていない。

そのため、当該事業への支援を継続していただくとともに、現在、補助対象となっていない幼稚園を補助対象に加えていただきたい。また、県負担分に対し、確実な地方交付税措置を講じていただきたい。

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等

【文部科学省】

提案・要望事項

文化財の早期復旧及び復興に向けた埋蔵文化財発掘調査への支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 熊本城の復旧・復興に向け、国からの財政支援の継続と人的かつ技術的支援
- ② 阿蘇神社等の国指定文化財の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げ等及び国指定以外の文化財の復旧に向けた国庫補助制度の創設
- ③ 県が実施する被災文化財救援（文化財レスキュー）事業への財政支援及び本県と連携した被災文化財建造物復旧支援（文化財ドクター）事業の予算確保
- ④ 復興に向けた埋蔵文化財発掘調査について、国庫補助率の嵩上げ及び人材確保のための支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

【文化財関係】

- ・ 被害状況 国指定（登録）文化財 100 件うち民間所有 57 件（指定等 311 件中）、県指定文化財 59 件うち民間所有 26 件（指定 382 件中）、市町村指定 209 件うち民間所有 108 件（指定等 2,354 件中）、未指定歴史的建造物 114 件

※被災総額（未指定を含む）：937 億円（うち熊本城分 634 億円）

【埋蔵文化財発掘調査関係】

- ・ 特に被災が大きかった 17 市町村における個人住宅等の全半壊戸数が 4 万 2 千棟を超え、建替えに伴う埋蔵文化財調査の業務量の拡大。
- ・ 土木施設や農用地復旧などの公共事業の実施に伴い、埋蔵文化財発掘調査の業務量が拡大する。
- ・ 埋蔵文化財発掘調査等に係る事業費（推計）：約 1,000 百万円
国庫補助額（事業費の 50%）：約 500 百万円 県補助額（事業費の 5%）：50 百万円

2 現行制度及び要望内容

	現行制度	要望内容
① 熊本城の復旧に向けた特段の支援	櫓等：90%（5%嵩上げ） 石垣：75%（"） *交付税措置95%	継続的な財政支援 人的かつ技術的支援
②-1 国指定文化財の復旧に向けた国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70%補助	国庫補助率の嵩上げ
②-2 国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	なし	国庫補助制度の創設
③ 文化財レスキュー事業と歴史的建造物（文化財ドクター事業関連）の復旧に向けた予算確保	所用の財源確保	・ 県が実施する文化財レスキュー事業に対する財政支援 ・ 文化財ドクター事業に対する財源確保
④ 復興に係る埋蔵文化財発掘調査の国庫補助率の嵩上げと埋蔵文化財発掘調査等に必要の人材確保	国庫補助：1/2	・ 全額国庫補助（交付税措置等を含め） ・ 支援の継続

3 要望の詳細

① 県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。そのため、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援と、石垣等の復旧に係る知識や経験を有する専門職員の派遣等による人的及び技術的な支援をいただきたい。

② 国、県、市町村指定文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧に多大な経費を要するため、県においても、民間からの寄附金を財源に、国指定から価値のある未指定文化財までの民間所有者に対する支援制度を創設し、早期復旧を支援しているところ。

このうち、国指定文化財の復旧には、国庫補助制度があるものの、復旧に要する費用が多額で、所有者が負担すべき金額が大きいため、復旧が困難となっているケースがある。特に資力に乏しい民間が所有する国指定・国登録文化財の早期復旧を進めるためにも、国庫補助制度の嵩上げをお願いしたい。なお、国登録文化財は、復旧に要する設計監理費は国庫補助対象であるが、工事費は対象となっていないため、民間所有者は自己負担に耐えられず、民間が所有する被災登録有形文化財 45 件のうち、11 件は復旧しない可能性が生じている。

また、県・市町村の指定文化財や歴史的価値を有する未指定文化財についても、将来の国指定となり得るものも多く、観光資源にもなっているものもある。これら国指定以外の文化財の復旧については、国庫補助制度がなく、上記の県の支援制度を活用してもなお所有者負担が大きいため、早期復旧がさらに困難な状況である。特に歴史的価値を有する未指定の歴史的建造物の復旧も進まず、すでに民間所有の歴史的建造物が 127 件のうち、13 件が解体されており、その他 18 件についても多額の復旧費を要することなどを理由に所有者が解体の意向を示され、歴史的な街並みなどが滅失する恐れがある。このため、民間からの募金を財源とした「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による補助制度を創設したが、このような事態は今後日本全国どこにでも起こり得るため、国による恒久的な制度として、国指定以外の文化財に対する国庫補助制度を早期に創設していただきたい。

③ 国の事業で開始された被災文化財救援（文化財レスキュー）事業は、被災した古文書や美術品等の動産文化財が廃棄されることを防ぐため、震災直後の緊急対応として平成 28 年度は国事業として実施され、約 14,400 点の文化財が救出された。国事業としては平成 28 年度で終了したが、現在、公費解体が 2 年間で完了を目指して進められていることを踏まえ、平成 29 年度から文化庁及び国立文化財機構の支援を受けながら県主導で救出業務を実施している。平成 30 年度からは、救出した文化財の修復への支援や返却を進めていく必要がある。

また、公費解体に伴い、歴史的価値を有する建造物（以下「歴史的建造物」という。）が滅失の危機にあることから、文化財的価値を損なわない工法での復旧を進めるため、被災文化財建造物復旧（文化財ドクター）事業を実施し、平成 28 年度は 1,687 件を対象に一次調査、435 件を対象に二次調査を行い、技術的支援を行った。同事業は、文化庁事業としては災害発生年度のみ単年事業であったことから、平成 28 年度で終了しているが、歴史的建造物も公費解体の対象であることから県が国の事業を引き継ぎ実施しており、県では所有者への個別訪問を行い、復旧に向けた技術的支援を行っているが、数年単位の支援が必要となる。そのため、文化財レスキュー事業の実施と文化財ドクター事業に関連する歴史的建造物の復旧支援に向け、所要の予算確保をお願いしたい。

- ④ 熊本地震により 18 万棟を超える個人住宅の被害及び、各種インフラ等において甚大な被害が生じ、今後、復興に向けた住宅建替え及び公共事業に伴う事業が本格化することに伴い、土地の改変時に必要となる埋蔵文化財発掘調査の早期対応が求められ、係る予備調査には多大な経費を必要とする。震災復興による土木施設や農用地復旧などの公共工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の業務量が拡大する見込みであるため、被災自治体等が安心して事業に取り組み早期復興を遂げるために、現状では国庫 50%補助の制度を、東日本大震災並みの全額国庫による負担についてご支援いただきたい。
- ⑤ また、埋蔵文化財発掘調査が増加することで不足が見込まれる専門職員の派遣につき、平成 30 年以降も引き続き、国のご支援、ご協力をお願いしたい。

【東日本大震災の事例:1/2 国庫補助 + 1/4 補助率嵩上げ + 1/4 特別交付税 = 10/10】

【文化財保護法第 93 条届出件数の推移 (益城町の事例)】

平成 28 年度	平成 29 年度
60 件	125 件 (見込み※)

※平成 29 年度 4 月から 8 月末で 52 件の届出あり

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

【内閣府、文部科学省】

提案・要望事項

公立社会教育施設の早期復旧及び復興に向けた支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度の創設
- ② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・社会教育施設(※)の被害の状況及び被害総額(H29.4 報告分)

(※ 社会教育施設：公民館、図書館、博物館、体育施設等)

(1) 被害施設数：226 施設

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村施設数 60 施設

(内訳：荒尾市1、八代市23、玉名市5、山鹿市5、菊池市5、

上天草市3、合志市10、水俣市1、菊陽町6、氷川町1)

(2) 被害総額：11,865 百万円

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村被害額 1,722 百万円

(内訳(千円)：荒尾市943、八代市29,992、玉名市1,718、山鹿市2,498、

菊池市22,566、上天草市740、合志市1,517,419、

水俣市629、菊陽町145,517、氷川町 不明)

2 現行制度及び要望内容

提案・要望事項	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

3 要望の詳細

熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況が発生した。

公立社会教育施設は、熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしており、地域における防災拠点としての施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公立土木施設等と同様に取り扱うべきであると考えます。

そのため、①国庫補助制度の創設及び②特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第 3 条第 1 項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等

【厚生労働省】

提案・要望事項

- (1) 仮設住宅の供与期間の1年間延長などに伴い、被災者の生活再建を支援するため、次の事業について平成30年度以降も同様の財政支援をお願いしたい。
 - ① 応急仮設住宅入居者等の見守りや相談支援等を行うための事業
 - ② 被災者の心のケアを実施するための事業
 - ③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するための事業
- (2) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の「特例措置」に係る制度の恒久化を図っていただきたい。
- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設及び放課後児童クラブの利用者を支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況

- (1) ①-1 熊本地震による応急仮設住宅等の入居状況（平成29年9月30日時点）

- ・建設型仮設住宅 3,976戸
- ・借上型仮設住宅 14,226戸
- ・公営住宅等 962戸

- ①-2 地域支え合いセンター設置市町村

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、八代市、菊池市、合志市
(18市町村)

※ 現在、地域支え合いセンターを設置している18市町村においては、平成30年度もセンター事業を継続する必要があると考えられ、平成29年度と同程度の財源が必要と見込んでいる。

- ②被災者の心の健康調査結果（平成29年3月～4月実施）

- ・高度のメンタルリスク該当者が9.7%（宮城県と同程度の結果）

- ③乳幼児健診における親子の心のケアの結果（期間：平成28年6月～平成29年3月）

- ・相談問診票（県作成）を用いて20市町村で11,112組に実施
- ・地震の影響を受けている親子：被害が大きかった地域52%、その他の地域34%
- ・健診時の相談支援で安心される方がほとんどで、約99%がその後の支援は不要
- ・継続支援が必要な親子には、心理相談での支援や保健師による支援を実施

- (2) 緊急小口資金貸付「特例措置」（平成28年5月6日～6月17日） 貸付件数：11,689件

- (3) 利用者負担額の災害減免の実施状況：平成28年度 認可外5市町村、放課後13市町村
平成29年度 認可外6市町村、放課後9市町村

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) ①被災者見守り・相談支援等事業	国庫補助10/10	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(1) ②被災者の心のケア支援事業	国庫補助3/4 ※1/4は特別交付税措置の見込み	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(1) ③被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業	国庫補助10/10	平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援
(2) 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の「特例措置」	個別協議により適用	制度の恒久化
(3) 被災した家庭の認可外保育及び放課後児童クラブ利用の支援制度	なし	制度の創設

3 要望の詳細

(1) ① 地域支え合いセンターは、被災者の見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進などを通じて、被災者の痛みを最小化するとともに、今後の生活再建等に向けた相談支援も実施しており、被災者にとって欠くことができないものとなっている。被災者の生活再建や住まい再建に向けて、地域支え合いセンターにおける継続的な支援が効果的かつ重要なものとなっている。

事業の継続期間については、被災者の今後の住まいの意向や各市町村の災害公営住宅の建設スケジュール等、住まい再建の進捗状況に応じて、市町村ごとに個別に考えていく必要がある。

県では、平成31年度の仮設住宅の解消を目指して、被災者の生活再建、住まい再建の施策に取り組んでおり、そのうち、災害公営住宅については、現時点において県内12の市町村で、合計約1,000戸の整備が予定されているが、多くの市町村では整備完了が平成30年度後半となり、入居のピークは平成31年度になるものと考えられる。

今後、地域支え合いセンターの活動規模等を精査していく必要があるが、平成31年度までは、事業の継続が必要と考えており、平成30年度以降も、平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

② こころのケアセンターは、被災者への相談支援、支援者への技術支援、被災者を支援する人材の育成、心の健康に関する普及啓発等を通じて、被災者の心のケアを実施しており、被災者にとって欠くことができないものとなっている。

また、当県で実施した被災者（応急仮設住宅入居者）の心の健康調査で、高度のメンタルリスク該当者の割合が宮城県の調査と同程度だったことなどから、中長期にわたる支援を行う必要があり、少なくとも平成30年度については事業を継続する必要がある。

このため、平成30年度以降も平成29年度と同様の財政支援をお願いしたい。

③ 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するために、「被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業」が、平成28年度に定額補助事業（10/10）として創設された。

いまだ仮設住宅での生活を続けている被災者も多く、被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する支援を長期的に実施する必要があるため、平成 30 年度以降も平成 29 年度と同様の財政支援をお願いしたい。

- (2) 熊本地震では、熊本県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、国により、貸付対象の緩和や償還期限の延長など、通常より貸付要件が緩やかな「特例措置」を適用いただき、利用実績が 1 万件以上となるなど、被災者の生活再建を十分に後押しいただいた。

これらを踏まえ、今後の大規模災害発生時においても、特例措置が迅速かつ柔軟に開始できるよう、適用手順を定めるなど、制度の見直しを進め、生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置を恒久的なものとしていただきたい。

- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料については、平成 28 年度に利用者負担の減免に対する財政支援（10/10）がなされたが、認可外保育施設や放課後児童クラブについては、同様の財政支援制度がない。

そのため、これらの利用者負担の減免に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

医療・福祉施設に係る防災対策等の推進

【厚生労働省】

提案・要望事項

熊本地震を教訓として、今後の災害を見据えた医療・福祉施設に係る防災対策等を推進するため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1) 被災した社会福祉施設等の支援のためのICTを活用した情報共有システムの構築
- (2) 入院機能を停止した被災医療機関において、再建までの間、医療従事者を他の医療機関へ在籍出向させるための人件費等の補助制度の創設
- (3) 医療施設の業務継続計画（BCP）策定支援のための補助制度の創設
- (4) 施設耐震化促進のための補助制度の拡充等
 - ①医療施設の耐震化促進のための補助制度の拡充
 - ②特別養護老人ホーム等の耐震化促進のための補助制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 社会福祉施設等の被害状況

- ・高齢者関係福祉施設等 750 施設 ・障がい者福祉施設 267 施設
- ・保育所等 508 施設 ・児童養護施設等 11 施設 ・救護施設 3 施設

(2) 在籍出向のための助成制度利用状況及び、事業費等

- ・地域医療再生計画に基づく阿蘇医療センター救急医療機能の整備及び周産期医療機能強化のための事業の延長を行い、震災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保（在籍出向の活用）のための人件費助成（平成29年度当初予算）

(単位：人, 千円)

区 分		H29(当初)	
阿蘇医療センターの救急医療機能整備 【地域医療再生計画「阿蘇編」】		対象(予定)人数	4
		事業費	3,384
周産期医療機能強化 【地域医療再生計画 「全県版」】	技術支援型	対象(予定)人数	30
		事業費	25,380
	研修型	対象(予定)人数	44
		事業費	37,540
計		対象(予定)人数	78
		事業費	66,304

(3) 県内213施設における業務継続計画（BCP）の策定率：15.0%（平成29年7月時点）

- ・策定済：32施設
- ・未策定：181施設（うち策定作業中：61施設）

(4) 病院の耐震化の状況（平成28年9月時点）：139施設/213施設（65.3%）

*未耐震建物74施設のうち59施設が耐震診断未実施

※全国平均71.5%（平成28年9月時点）

- 広域型の特別養護老人ホーム等（熊本市を除く）の耐震化の状況（平成29年3月時点）
- ・特別養護老人ホーム（広域型）：161棟／176棟（91.5%）
 - ※全国平均95.4%（平成26年10月時点）
 - ・養護老人ホーム：49棟／59棟（83.1%）
 - ※全国平均85.3%（平成26年10月時点）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
(1) 社会福祉施設等の被災状況等が把握できるシステム	なし	ICTを活用した社会福祉施設の被災・開所等の集計・情報共有システムの構築
(2) 被災医療機関の医療従事者を他の医療機関へ在籍出向させる場合に要する人件費等の助成制度	なし	国庫補助金による恒久的な助成制度の創設
(3) 医療施設の業務継続計画（BCP）策定支援の補助制度	なし	マニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援に加え、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設
(4) ①医療施設の耐震化を促進するための補助制度	<ol style="list-style-type: none"> 医療提供体制施設整備交付金事業（耐震改修） <ul style="list-style-type: none"> ・基準面積及び単価 例：二次救急病院 ①基準面積：2,300㎡ ②基準単価：39千円 ①×②基準額：89,700千円 ・対象施設 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急病院、一定の耐震基準を満たさない病院 ※公的病院は対象外 医療施設運営費等補助金事業（耐震診断） <ul style="list-style-type: none"> ・基準額 3,000千円 	<p>医療施設の耐震化補助制度の拡充</p> <ol style="list-style-type: none"> 基準面積及び単価の引上げ <ol style="list-style-type: none"> 耐震改修（例：二次救急病院） <ul style="list-style-type: none"> ①基準面積：8,635㎡ ②基準単価：165千円 ①×②基準額：1,424,775千円 <p>※医療施設耐震化基金を活用した医療施設耐震化整備事業と同等</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> ・基準額 建物の規模等に応じた金額を設定（延床3,000～11,000㎡：3,000～27,500千円） <ol style="list-style-type: none"> 対象外施設の対象化 例：公的病院、在宅当番医診療所等
(4) ②特別養護老人ホーム等の耐震化を促進するための補助制度	なし	耐震工事に係る補助制度の創設

3 要望の詳細

- (1) 熊本地震では、特に発災直後、社会福祉施設等の被災状況、開所や空室の状況、人員・物資の充足状況等の把握ができず、国等からの被災状況等の問合せや利用者等からの開所状況等の問合せについて十分な把握ができなかった。また、情報不足などから、被災した施設に対する人員派遣、入所者の移送調整などの支援についても迅速な対応ができなかった。
社会福祉施設等の被災状況等を迅速に把握し、支援につなげるとともに、利用者等に対する情報提供を適時適切に行うことができるよう、国において、被災施設の状況を国や自治体が一時的にリアルタイムに情報共有できるシステムを構築していただきたい。
- (2) 熊本地震では、医療施設の被害やそれらに伴う入院休止等から、地域医療再生計画で構

築してきた医療提供体制において、高度医療従事者の損失危機や周産期等の県内医療提供体制に重大な影響を及ぼした。

そこで、平成27年度に事業が終了した地域医療再生計画において、国と協議を行い、阿蘇医療センター救急医療機能の整備及び周産期医療機能強化のための事業の延長が実現し、震災前の医療提供体制の回復に向けた人材確保（在籍出向の活用）のための人件費助成が行うことができたものの、今回限りの措置である。

このため、今後再び大規模な地震が発生した場合、被災した医療機関の医療機能の復旧・回復するまでの間、地域医療の安定的な提供を図る（医療従事者の離職防止・他地域への転出防止等）ことができるよう、人材確保に向けた新たな補助制度の創設をお願いしたい。

- (3) 熊本地震の教訓や災害直後の医療機関の役割を踏まえると、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すための対応を盛り込むBCPの策定は必須であるが、本県の病院におけるBCP策定率は15.0%に止まっている。

BCP策定を促進するため、国においてマニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援を行うとともに、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設をお願いしたい。

- (4) ① 地震発生時、医療施設は、入院患者等の安全を確保するとともに、被災地から救急患者を受け入れ、適切な医療を提供する拠点となるため、建物の耐震化を促進する必要がある。

未耐震診断・未耐震改修の病院に対しては、国の医療提供体制施設整備交付金等補助制度を紹介しているが、熊本地震後も反応は鈍く、補助制度の活用が進まない状況にある。これは、老朽化のため、耐震補強よりも、費用が多額だが新築建替の選択が多いこと、現行補助制度の基準額が新築建替の実勢価格と比較して少なく、補助制度を活用しても多額の自己負担が生じること（資金不足）等の理由が挙げられている。

以上の理由により、国による補助制度の拡充をお願いしたい。

- (4) ② 現在、広域型の特別養護老人ホーム等については、県の補助により施設の耐震化を進めているが、施設の判断によること、県の補助では整備数に限りがあることなどから、耐震化が進んでいない状況である。

特別養護老人ホームや養護老人ホームについては福祉避難所として位置づけられることも多く、施設の耐震化が必要であるため、国による耐震工事に対する補助制度の創設をお願いしたい。

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実・強化

【財務省、農林水産省】

提案・要望事項

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

- ① 復旧・復興に必要な予算については、平成30年度においても十分な額を確保していただきたい。特に、災害復旧事業については、復興係数・復興歩掛りの導入等に伴い、事業費増加が見込まれるため、御配慮をお願いしたい。
- ② 防災・減災対策に必要な工事（治山、排水機場、海岸整備）に係る別枠の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ③ 迅速な復旧に向けて取り組んでいるが、工事箇所によっては、不測の事態により、定められた期間内に事業を完了できない箇所が多く発生すると見込まれるため、事故繰越し等の手続きの円滑な実施や弾力的な対応に御配慮をお願いしたい。

2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化

- ① 農地集積や大区画化、地域営農法人の設立など、中山間地域における「創造的復興」のモデル的な取り組みを「中山間地域総合整備事業」で実施しており、早期の営農再開を実現するため、「農山漁村地域整備交付金」の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ② 多面的機能支払事業による自力復旧の取り組みが継続することから、格別の予算措置をお願いしたい。

3 海洋ゴミ（流木等）や堆積土砂対策の充実強化

海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等による漁場環境悪化に迅速に対応するため、新たな災害復旧事業の創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

- ①平成30年度においても、引き続き復旧・復興に向けた事業を推進する必要があるため、十分な予算確保が必要である。特に、災害復旧事業については、不調不落対策として、復興係数・復興歩掛りの導入等を行ったことに伴い、事業費増加が今後見込まれる点にもご配慮をお願いしたい。
- ②今回の地震等の被害を受けて、県内の防災意識が高まっており、治山事業、排水機場整備及び海岸整備等の防災・減災対策に資する事業のニーズが強まっていることから、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
とりわけ、治山事業については、効果的な流木災害対策と迅速な復旧の実現を図るため、大規模な災害に関連した治山激特事業に限り、通常予算とは別枠での確保を行っていただき、治山激特事業以外の治山事業についても、計画的な復旧ができるよう更なる予算枠の確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ③被災地においては、官民一体となって迅速な復旧に向けて、全力で取り組んでいるが、工事量の増加に伴う労働者や資機材の不足等により、不調不落が発生しているほか、被害が甚大な地域では、生活基盤の再建途中であったり、復興まちづくり計画の策定を待たなければ着手できないなど、不測の事態により、定められた期間内に事業を完了できず、事故繰越しを行う箇所が数多く

発生すると見込まれる。このたび、事故繰越し手続きの簡素化に御配慮いただいたところだが、非常に件数が多いことから、円滑な事務手続きの実施への支援をお願いしたい。また、農業施設等の再建に際して、農業者の責めに帰さない事由により、今年度中に着手できない事例について、平成30年度も継続して事業が実施できるよう弾力的な対応をお願いしたい。

2 農地・農業用施設の円滑かつ迅速な復旧と創造的復興への支援の充実強化

①本県では、単なる原形復旧ではなく、未来に繋がる基盤整備として、県営事業により、熊本市（秋津）、阿蘇市（狩尾）、南阿蘇村（乙ヶ瀬）において、担い手への農地集積、大区画化等の創造的復興の取組みをモデル的に進めている。これらの取組みは、地震により被害を受けた農業者の意欲を後押しする重要なモデルであることから、十分な予算措置をお願いしたい。特に、南阿蘇村乙ヶ瀬地区については、「中山間地域総合整備事業」を活用して創造的復興に取り組んでおり、早期の営農再開を実現するため、「農山漁村地域整備交付金」の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

②平成28年4月の地震発生後から、農家自らが多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の復旧に取り組んできた。生産現場においては、平成30年度以降も自力復旧の取組みが継続することから、通常活動分も含めて、事業実施に支障が生じないよう十分な予算措置をお願いしたい。

3 海洋ゴミ（流木等）や堆積土砂対策の充実強化

本県では、平成28年4月の熊本地震に起因する流木や土砂が、6月の豪雨の後に有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生した。今後も、豪雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧される。このうち、海域を漂流する流木等については、現行制度では十分対応できないため、例えば、東日本地域を対象を限定している「漁場復旧対策支援事業」の全国展開等、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。

また、これまで堆積土砂対策として、水産環境整備事業を活用していたが、本来は災害復旧目的の事業ではなく、費用対効果などの事業要件があることや、国や県の予算措置後に着手することになるため、速やかに取りかかれない等の制約も多いことから、制度の見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

グループ補助金等に係る財政支援措置の充実

【経済産業省】

提案・要望事項

地震により被災した多くの企業・事業者を支援するため、グループ補助金について、平成30年度を含め、今後も必要な財政支援措置を行っていただきたい。

また、被災した商工団体施設の復旧支援についても、平成30年度の予算執行が可能となるよう柔軟な対応を行っていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) グループ補助金

県内商工業の設備、建物等の被害額は8,200億円と推計され、その甚大な被害からの復旧・復興を促進するためには、平成30年度を含め、今後も財政支援措置が必要である。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（商工会・都道府県商工会連合会・都道府県中小企業団体中央会・商工会議所の施設復旧事業）

地域の中小・小規模企業支援の中核施設である熊本県商工会館は甚大な被害を受け、その復旧に長期の時間を要することから、平成30年度においても予算執行が可能となるよう柔軟な対応が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
グループ補助金の予算確保	平成28年度予算措置 1,474.5億円 (うち1,454.2億円を平成29年度へ繰越)	次年度以降の事業実施に必要な予算確保及び事故繰越の柔軟な対応
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の予算執行	平成28年度予算措置 6.1億円 (うち6.0億円を平成29年度へ繰越)	事故繰越の柔軟な対応

3 要望の詳細

今回の地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置されたグループ補助金を活用した復旧整備事業は、本県経済の復旧・復興にとって極めて有効な施策であり、事業者の期待も非常に高い状況である。

本補助金申請予定者は約5,000者に上るが、未だ1/4が未申請の状況であることから、現在、交付申請の加速化に向けた取組みとして、平日夜間、土日の受付や関係機関と連携した申請書作成相談会の開催、補助金申請書の作成支援など被災者に寄り添った対応を図っているところである。

一方、益城町や阿蘇地域の各市町村などでは、交通インフラの復旧に合わせて施設等の復旧を計画している事業者、熊本市を中心とした地域では、土地の液状化対策に合わせて施設等の復旧を計画している事業者が存在する。

加えて、補助金申請できない他の理由として、「工事業者が見つからない」という本人の事情によらないものも存在するため、県では、県内各地の工事業者に対して協力を得て、補助金申請予定者とのマッチング会を開催するなど、今年度中の交付申請に向けて最大限の取組みを行って

いる。

このように、様々な措置を講じてもお、交通インフラ復旧の遅れや工事業者不足などによって、復興事業計画の策定や復旧工事に期間を要せざるを得ない状況があり、来年度以降の補助金交付申請が見込まれることから、「平成30年度以降の本補助金の継続」等について、本県の中小企業者等の復旧・復興を促進するため、東日本大震災と同様に複数年度にわたり事業が実施できるよう、万全の予算措置等を講じていただきたい。

加えて、甚大な被害を受けた熊本県商工会館については、その復旧（建替え）に相当の時間を要することから、事故繰越の柔軟な対応をお願いしたい。

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や 住まい確保・再建と復興まちづくりに必要な事業への予算確保等

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震により甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興に必要な以下の取組みについて、十分な予算確保や地方負担の軽減等の中長期的な支援をお願いしたい。

- ① 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設・公営住宅等の災害復旧、復興を支援する道路整備、河川管理施設・下水道施設・港湾施設の耐震化、土砂災害対策、熊本城公園の早期復旧と耐震化等）
- ② 住まいの確保・再建と復興まちづくり（宅地の復旧・耐震化、土地区画整理事業等による被災市街地の復興、災害公営住宅の整備等）

1 被害の状況及び総事業費

道路、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が3,300箇所以上と広範に被災し、被害額は約1,900億円に及んでいる。また、公営住宅の被害は131団地で、土砂災害は158箇所が発生した。

また、益城町や南阿蘇村、西原村等をはじめとする被災地において、家屋の倒壊や道路の寸断、宅地被害等が発生し、避難や救助、復旧活動時に避難路や緊急車両の通行機能を有した道路の通行に支障が出るなどの課題が浮き彫りとなった。

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備や住まいの確保・再建と復興まちづくりに必要な事業の予算確保等	
①被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、公営住宅等の災害復旧 ・復興を支援する道路の整備 ・河川管理施設や下水道施設の耐震化 ・港湾施設の耐震化 ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策 ・熊本城公園の早期復旧と耐震化 等 ②住まいの確保・再建と復興まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の復旧・耐震化 ・土地区画整理事業等による被災市街地の復興 ・災害公営住宅の整備や家賃低廉化 ・応急仮設住宅の利活用 等 	予算確保や 地方負担の軽減等の 中長期的な支援

3 要望の詳細

- ① 熊本地震からの復興を真に実現するためには、公共土木施設や公営住宅等の災害復旧事業だけでなく、リダンダンシーの強化及び観光地域へのアクセスを強化する道路整備や被災地域の経済を支える物流拠点となる港湾施設の耐震化、被災地域の安全・安心を確保する河川管理・下水道施設の耐震化等のインフラ整備が不可欠である。

そのため、熊本地震からの迅速な復旧・復興に必要なインフラ整備に係る予算の確保を引き続きお願いしたい。

- ② また、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算では、宅地耐震化推進事業の国庫補助要件の緩和や地方財政措置の充実をはじめ、被災地のまちづくりに必要な予算を確保いただいた。

これからの本格的な復興のためには、宅地の復旧・耐震化や災害公営住宅の整備、応急仮設住宅の利活用等の住まいの確保・再建に向けた事業とともに、土地区画整理事業等の被災地の復興まちづくりに必要な事業を、市町村と連携し進めていく必要があることから、これらの事業について、中長期的な予算の確保や地方負担の軽減など、引き続き、国による全面的な支援をお願いしたい。

特に、平成29年6月に行った要望の際に、石井国土交通大臣から回答いただいた復興まちづくりに係る事業の組み合わせ等による地方負担の軽減策については、引き続き支援いただくとともに、宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業等の関連する各事業の予算確保について特段の御配慮をお願いしたい。

阿蘇地域の早期復旧・復興に向けた国直轄及び国直轄代行事業の早期完成

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

被災した阿蘇地域の早期の復旧・復興に向け、直轄事業による阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策及び国道57号（現道、北側復旧ルート）の災害復旧事業並びに直轄代行事業による国道325号阿蘇大橋について、早期完成をお願いしたい。

また、応急復旧していただいた県道熊本高森線（俵山トンネルルート）及び南阿蘇村道桁の木～立野線の災害復旧事業については、早期の恒久復旧をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

南阿蘇村の阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号が遮断されるとともに、国道325号阿蘇大橋が落橋した。また、西原村の県道熊本高森線俵山トンネルルートでは、橋梁6橋及びトンネル2本を含む延長約10kmに渡って大規模に被災するなど、阿蘇地域では特に甚大な被害が発生した。

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
<p>直轄事業及び直轄代行事業</p> <p>【直轄事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策 ・国道57号（現道、北側復旧ルート） <p>【直轄代行事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道325号阿蘇大橋 ・県道熊本高森線（俵山トンネルルート） ・南阿蘇村道桁の木～立野線 	<p>早期完成</p>

平成29年8月27日：長陽大橋ルート開通（村道桁の木～立野線）



提供：国土交通省熊本復興事務所



提供：国土交通省熊本復興事務所

3 要望の詳細

今回の熊本地震で被災した阿蘇大橋地区の斜面や国道57号、国道325号阿蘇大橋については、被害の規模や現場状況の厳しさから、復旧は困難を極めると想定されたが、国においては、いち早く直轄事業及び直轄権限代行業で復旧事業等に取り組んでいただいた。

また、県道熊本高森線と南阿蘇村道栃の木～立野線については、全国で初めて大規模災害復興法に基づく直轄代行で復旧事業に取り組んでいただいている。

いずれの路線も地域住民の重要な生活道路であるとともに、本県にとっても物流や阿蘇地域の観光産業を支える非常に重要な路線である。

現在でも、通行止めが続いている路線もあり、多くの県民が通学や通勤など、不便な日常生活を強いられているとともに、熊本県内はもとより九州全体の物流や観光など、経済活動にも非常に深刻な影響を及ぼしている状態が続いている。

これらの復旧は、地元の期待も大きく、また、阿蘇地域ひいては熊本県の復興に欠かせないものであるため、引き続き、国道57号（現道、北側復旧ルート）と国道325号阿蘇大橋の早期完成と、応急復旧している県道熊本高森線（俵山トンネルルート）及び村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）の恒久復旧に向け事業を促進いただきたい。

<国の対応状況>

- ・阿蘇大橋地区の崩壊斜面对策及び国道57号（現道）については、復旧事業推進中。
- ・国道57号（北側復旧ルート）及び国道325号阿蘇大橋については、平成32年度での全線開通目標を公表（H29.4.16）し事業推進中。
- ・県道熊本高森線（俵山トンネルルート）については、トンネルと旧道を活用して平成28年12月に暫定開通。
- ・村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）については、平成29年8月に応急復旧により開通。

※平成29年4月24日 熊本復興事務所・熊本地震復旧対策研究室設置

益城町被災市街地復興推進地域内における 街路事業等への財政上の支援措置

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震により甚大な被害を受けた益城町の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市公園事業等については、被災市街地復興特別措置法第6条により、自治体ができる限り速やかに整備を行うこととされていることから、必要な予算を確保するとともに土地区画整理事業と同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震により市街地が広範囲にわたり甚大な被害を受けた益城町では、被災市街地復興特別措置法の規定に基づく「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定により、一定の建築制限を行ったうえで市街地の復興を図ることとしている。

そのうち、益城町復興計画で“都市拠点”に位置付けた木山地区における土地区画整理事業、及び“まちの中心軸”に位置付けた県道熊本高森線（都市計画道路益城中央線）をはじめとする県や町が取り組む街路事業や都市公園事業、下水道事業等については、益城町の復興を牽引する基幹的な事業として取り組む必要がある。

2 現行制度及び要望内容

益城町被災市街地復興推進地域内で行う主な事業

項目	現行制度（地方財政措置）	要望内容
被災市街地復興土地区画整理事業（※）	公共事業等債：本来分90%充当 うち80%を地方交付税措置	必要な予算の確保
街路事業	公共事業等債 本来分：50%充当 財対債分：40%充当	上記「被災市街地復興土地区画整理事業」（※）と同等の地方負担の軽減 並びに 必要な予算の確保
都市公園事業	うち財対債分の50%（全体の20%）を地方交付税措置	
下水道事業	下水道事業債：100%充当 うち42%を地方交付税措置	

3 要望の詳細

益城町被災市街地復興推進地域の復興に不可欠な被災市街地復興土地区画整理事業や街路事業等については、多大の経費が必要となるため、長期的な予算の確保と地方負担の軽減が必要である。

被災市街地復興土地区画整理事業については、平成29年度当初予算において熊本地震の特例として公共施設の整備に伴い連鎖的に移転が必要となる建築物の移転補償費を補助対象に拡大

いただいたうえ、被災市街地復興特別事業として十分な地方財政措置がなされている。

しかし、土地区画整理事業と一体となって復興を牽引するために必要な街路事業をはじめとした復興関係事業については、補助率は他事業と比べ高いものの、平時の事業と同様の地方財政措置のため、復興に係る地方負担が膨大なものとなる。

そのため、益城町被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市公園事業等については、被災市街地復興特別措置法第6条により、自治体ができる限り速やかに整備を行うこととされていることから、必要な予算を確保するとともに土地区画整理事業と同様の事業と位置付け、地方負担の軽減を図るための財政上の支援措置をお願いしたい。

大規模災害時の公共土木施設災害復旧に対する財政支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震とその後の豪雨により、県内の公共土木施設などに甚大な被害を受けた。地域住民の生活の安定や地域経済の再生のためにも、早急な復旧が望まれており、復旧工事を遅滞なく進めるため、専門的な技術力を有する民間企業への業務委託費等に係る財政支援や地方財政措置の充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

平成28年熊本地震とその後の豪雨により、県内の公共土木施設の災害査定件数は、約5,000件にのぼる。

通常業務に加えて、これらの膨大な災害復旧事業を早急に進めるためには、県及び市町村の現在の組織体制だけでは負担が大きく、他自治体から応援職員を要請しているが、十分な体制とは言えない状況にある。

特に、規模の小さな町村においては技術系職員数の不足が著しく、継続的に業務管理を行っていくうえで、短期の応援職員だけでは困難である。

このため、積算や現場管理等について、専門的な技術力を有する民間企業への業務委託が有効となる。

●現場技術業務委託発注状況

	H28 (人)	H29 (人)	H28 事業費 (千円)
県	9	16	162,000
美里町	1	2	5,572
益城町	1	2	6,912
嘉島町	1	1	14,526
御船町	4	4	34,722
南阿蘇村	1	1	10,855

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
大規模災害時の民間企業への業務委託	—	財政支援や地方財政措置の充実

3 要望の詳細

地域住民の生活の安定及び地域経済の再生のためにも早期復旧が重要であり、県及び市町村が行う専門的な技術力を有する民間企業への発注者支援の業務委託（積算や現場監理等）に対する財政支援や地方財政措置の充実が必要である。

平成30年度国土交通省予算概算要求では、河川等災害復旧事業費補助の拡充が盛り込まれたが、平成28年熊本地震及びその後の豪雨による被災施設の復旧に対する支援についてもお願いしたい。

道路、河川堤防等の地震により増大する維持管理費に対する財政支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震及び度重なる余震で発生した山腹崩壊土砂や不安定土砂の継続的な流出による河川内の堆積土砂の掘削及び脆弱化した道路、河川堤防等の維持管理費等に対する国の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震においては、震度7を記録した2度の地震のほか、4,300回を超える余震に伴い、山腹崩壊や地盤の緩みが発生している。このため、山腹崩壊土砂や不安定土砂が、河川に継続的に流出し、堆積しているため、平成30年度以降も土砂の掘削等が必要になっている。

また、道路施設（橋梁、舗装、防災施設等）や河川堤防施設等の脆弱化に伴い、梅雨等の出水期などにおける災害リスクが高まっており、余震が起こるたびに、各施設の点検や補修等の維持管理に係る経費が増大している。

特に、道路については、地震の大きな揺れによる地盤の脆弱化のため、舗装の劣化が進行し問題となっている。また、昨年度から今年度にかけて実施している路面下空洞化調査や緊急法面点検においても、新たな危険箇所が顕在化してきている。

このように、地震により増大する維持管理経費等については、地震に起因するにもかかわらず災害復旧事業の対象とならず、単独費で対応せざるを得ないものが多く、必要な予算確保が課題となっている。

○熊本地震関連県予算（単県事業：維持管理関係）

（単位：千円）

項目	H28補正	H29当初	H30当初（見込）
河川災害関連事業 （河川掘削事業費等）	868,000	1,309,396	280,000
道路災害関連事業 （舗装修繕費、災害防除費等）	601,877	1,122,492	1,000,000

2 要望の詳細

今回の地震により発生した流木や土砂の撤去などで災害復旧の補助採択に至らないものや、迂回路の舗装補修、落石の除去などで補助対象とならないものについて、これまで単独費で対応しており、未曾有の大災害からの復旧・復興に取り組む中で、国からは様々な御支援をいただいているが、現制度では補助対象とならない、こういった費用の積み重ねが県や市町村財政の大きな負担となっている。

そのため、地震に起因するものの、災害復旧事業の対象とならない土砂掘削や維持管理等に関する経費についても、災害復旧事業に準ずるものとして、特別な財政支援をお願いしたい。

建設工事における施工状況等の調査及び復興歩掛等の改定

【農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

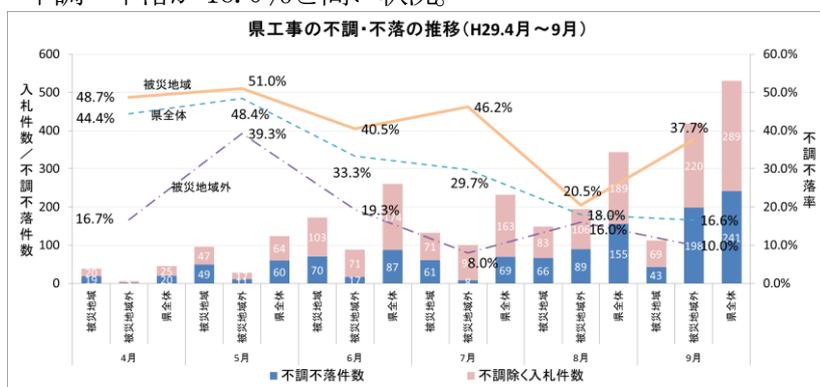
熊本地震等の復旧・復興工事を円滑に施工するため、土工・コンクリート工の施工状況等を調査し、復興歩掛等の改定をお願いしたい。

【現状・課題等】

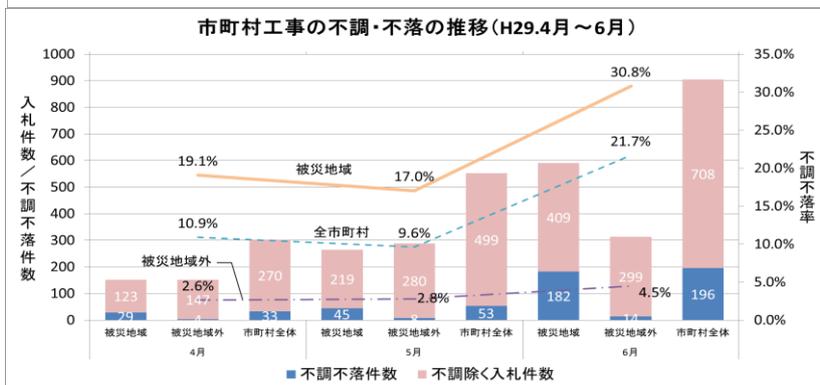
1 被災地域の状況

平成29年度の不調・不落状況

県工事では、9月末現在で不調・不落率が27.9%と高い状況。特に、被災3地域（熊本、上益城、阿蘇管内）では、熊本県内の被災3地域外と比べて約3倍、市町村工事でも、6月末現在で、不調・不落が16.0%と高い状況。



県工事	入札件数	不調不落件数	発生率 %
被災地域	591	242	40.9%
被災地域外	548	76	13.9%
県全体	1,139	318	27.9%



市町村工事	入札件数	不調不落件数	発生率 %
被災地域	1,007	256	25.4%
被災地域外	752	26	3.5%
県全体	1,759	282	16.0%

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
①復興歩掛	<平成29年2月> ○土工の作業効率20%低減	土工・コンクリート工の施工状況等を調査し、復興歩掛等の改定
②復興係数	<平成29年2月> ○共通仮設費 1.1倍 ○現場管理費 1.1倍 ----- <平成29年11月> ○共通仮設費 1.4倍 (阿蘇・上益城地域) 1.1倍 (上の地域以外) ○現場管理費 1.1倍 (現行のまま)	

3 要望の詳細

熊本県内の地域において、工事量増大によるダンプトラック等機材の不足が見受けられることから、土工・コンクリート工の施工状況を調査し、その上で必要な復興歩掛等の改定について検討していただきたい。

所有者不明等の土地の取得に係る特例制度の創設

【法務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震からの復旧・復興事業の実施にあたり、所有者又は所有者の所在が明らかでない土地や相続がされていない土地等が多数存在しており、限られたマンパワーのなかで、これら土地の取得には相当の時間と経費を要し、用地取得の遅延が復旧・復興の足枷となっている。

所有者不明等の土地については、「骨太の方針 2017」に盛り込まれ、関係省庁が一体となり、新たな仕組みの構築等に向けた検討が進められているが、災害からの復旧・復興の観点も踏まえ、新たな制度を早期に創設していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

災害復旧事業や砂防災関係事業等の事業期間は1年となっており、今年度は既に繰越（未繰）予算となることから早期に用地取得を完了する必要があるが、現行の用地取得の制度では相当な時間と経費を要する。

(用地取得を伴う災害箇所数等)

事業名	箇所数	総事業費	うち用地費
災関係事業（砂防）	26 箇所	110 億円	2.9 億円
〃（地すべり）	3 箇所	46 億円	2.3 億円
〃（急傾斜）	31 箇所	43 億円	—
災害復旧事業	129 箇所	125 億円	1.8 億円
合 計	189 箇所	324 億円	7.0 億円

2 現行制度及び要望内容

主な項目	制 度		要望内容
所有者が明らかでない土地 (所有権の保存登記がなされておらず表題部だけの登記の場合)	不在者財産管理制度	土地収用制度	財産権に配慮した新たな土地取得制度の早期創設
所有者の所在が明らかでない土地			
相続放棄している土地等	相続財産管理制度		

3 要望の詳細

所有者不明等の土地の取得には、多くの権利者の所在確認や同意取得に努め、最終的には財産管理制度及び土地収用制度等を利用しているが、相当の時間と経費を要している。

所有者不明等の土地については、「骨太の方針 2017」に盛り込まれ、関係省庁が一体となり、地域のニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築等に向けた検討が進められている。公共事業における土地の取得に当たっては、財産権保護の面から慎重に取り扱う必要もあるが、骨太の方針に沿って、災害からの復旧・復興の観点も踏まえ、新たな制度を早期に創設していただきたい。

阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- ① 国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”について、コンセッション方式の導入による熊本の更なる発展に繋がる創造的復興の早期実現のため、平成30年度末までの新たな運営権者の選定及び平成31年度末までの国内線別棟ビルの完成、並びに、一日も早い新ターミナルビル完成に向けた支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇くまもと空港への交通アクセスの機能強化に向けた支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害の状況：天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁に多数の亀裂などの大規模な損壊が発生。
- ・総事業費：未定（新ビルの設計・建設費用は、新しい運営権者において積算）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
阿蘇くまもと空港の創造的復興	—	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式の早期導入（平成30年度末までの運営権者選定） ・国内線別棟ビルの平成31年度末までの完成及び運用に係る国の全面支援 ・空港アクセス機能強化に向けた支援

3 要望の詳細

- ① 熊本地震により、阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けた。

その後、応急復旧工事は完了したが、耐震性能は従前のままであり、又、国内線ビルの老朽化や国際線ビルの狭隘さなどの問題が残るため、県としては、十分な耐震性能を有する国内線と国際線が一体となった新しいターミナルビルを建設する必要があると判断し、その手法として、新ビルの設計段階から民間の知恵、資金を活用するため、コンセッション方式の導入を目指すことを決定した。

本年6月30日には、基本スキーム案が公表され、平成30年度末までの新たな運営権者の選定及び平成31年度末までの国内線別棟ビルの完成、並びに平成34年度中の新ターミナルビルの供用開始などが盛り込まれたところであるが、引き続き、阿蘇くまもと空港のコンセッション方式の導入による創造的復興の早期実現に向けて、手続を着実に進めていただくとともに、地域の意向を踏まえ、地域の活性化に繋がる魅力的な提案がなされる仕組みづくりをお願いしたい。

また、新ターミナルビル建設に当たり必要となる国内線別棟ビルの早期完成及び同ビル運用中のランプバスの調達や運転手の確保等について国の全面支援をお願いしたい。

- ② 阿蘇くまもと空港は、鉄道軌道が接続しておらず、空港への交通アクセスは、自家用車やリ

ムジンバスに頼るしかなく、朝夕の渋滞時には著しく定時性が落ちるなど非常に脆弱である。幸い、今回の地震ではアクセス道路が寸断されることが無く事なきを得たが、リダンダンシー確保の観点から、大量輸送が可能なアクセス手段の導入が求められている。

現在、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとするために、各種事業に取り組んでおり、この一環で、空港への交通アクセスの改善にも取り組むこととしている。

コンセッション方式導入による新ターミナルビルの建設等により、今後、空港利用者が大幅に増加することが想定され、利用者の利便性向上も図る必要があり、鉄道軌道の導入も含めた空港アクセス改善策を検討しているところである。

ハード整備については多額の費用を要し、国の支援なしには実現困難であることから、今後、整備方針が決定した場合には、整備費用にかかる手厚い支援及び特別な配慮をお願いしたい。

南阿蘇鉄道等の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

- ① 第三セクター鉄道である南阿蘇鉄道の災害復旧に対する国庫補助率嵩上げや地方財政措置等、東日本大震災における三陸鉄道に相当する支援をお願いしたい。
- ② 阿蘇地域の復興に向けた阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となったJR豊肥本線の早期復旧への支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

①南阿蘇鉄道

- ・被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂多数等
平成28年4月15日から全線運休（※7月31日、高森駅-中松駅間運行再開）
- ・総事業費 約65～70億円 ・工期 設計着手から1～5年程度
※工期等については、今後の詳細設計等により精査される予定

②JR豊肥本線

- ・被害状況 阿蘇大橋地区を中心に大規模な斜面崩壊等多数
平成28年4月15日から肥後大津駅-豊後萩駅で運休
（※7月9日、阿蘇駅-豊後萩駅間で運行再開）

2 現行制度及び要望内容（①南阿蘇鉄道）

	現行	要望内容		参考：東日本大震災時	
		補助率	地方財政措置	補助率	地方財政措置
災害復旧事業費国庫補助率嵩上げ（自治体負担分の地方財政措置）	1/4	1/4→ 1/2	補助災害復旧事業債（充当率100%、交付税措置95%）	1/4→ 1/2	震災復興特別交付税100%
税制の特例措置	—	固定資産税等の特例		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税標準引下げ 1/4、2/3 ・不動産取得税 非課税 ・登録免許税 免税 	
災害復旧事業に必要な予算額の確保		災害復旧事業に必要な予算額の確保			

3 要望の詳細

南阿蘇鉄道とJR豊肥本線は、立野駅で連絡し、阿蘇地域内においても、また熊本都市圏とのアクセスにおいても欠かすことのできない交通機関である。さらに、南阿蘇鉄道は、国内外からの観光客に人気のトロッコ列車が運行されるなど、地域の貴重な観光資源でもある。

熊本地震により、両鉄道とも立野地区を中心に甚大な被害を受けており、全線復旧には、莫大な費用と期間を要する見込みである。

特に、南阿蘇鉄道の災害復旧に係る事業費負担及び災害復旧後に想定される税負担は極めて大

きく、その軽減を図ることが不可欠となる。南阿蘇鉄道の早期復旧とその後の安定的な経営確保のため、国庫補助率の嵩上げや地方財政措置、税制の特例措置及び中長期的な予算の確保等、東日本大震災における三陸鉄道に相当する支援をお願いしたい。

なお、今年10月31日に開催した南阿蘇鉄道再生協議会において、復旧後の持続可能な運営を確立するために、上下分離方式の導入に合意し、地元も連携して、南阿蘇鉄道の復旧・復興に向けて取り組んでいるところである。引き続き、国からの強力な支援をお願いしたい。

また、JR豊肥本線については、JR九州の復旧工事と国直轄の阿蘇大橋地区の砂防事業等を連携して進めていただくなど、早期復旧に資する支援をお願いしたい。

観光地復興のための支援

【外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- (1) 熊本地震からの復興のため、海外に向けた観光物産振興策に対する次の支援をお願いしたい。
- ①海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等の実施
 - ②外国人観光客へのおもてなし力向上への取り組みへの支援
 - ③新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）に係るプロモーションの実施
 - ④中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和
- (2) 熊本地震により激減した修学旅行等の教育旅行の復活のため、学校関係者等の理解を促進するための働きかけを引き続きお願いしたい。
- (3) 熊本地震による甚大な被害を受けた阿蘇地域の観光復興について支援をお願いしたい。
- ①情報の発信、誘客促進への支援
 - ②インフラ整備に応じた段階的モニターツアー等への支援
 - ③観光産業の安定に不可欠な教育旅行の回復に向けた取り組み
 - ④地域のブランド力を高める観光施設等の投資促進

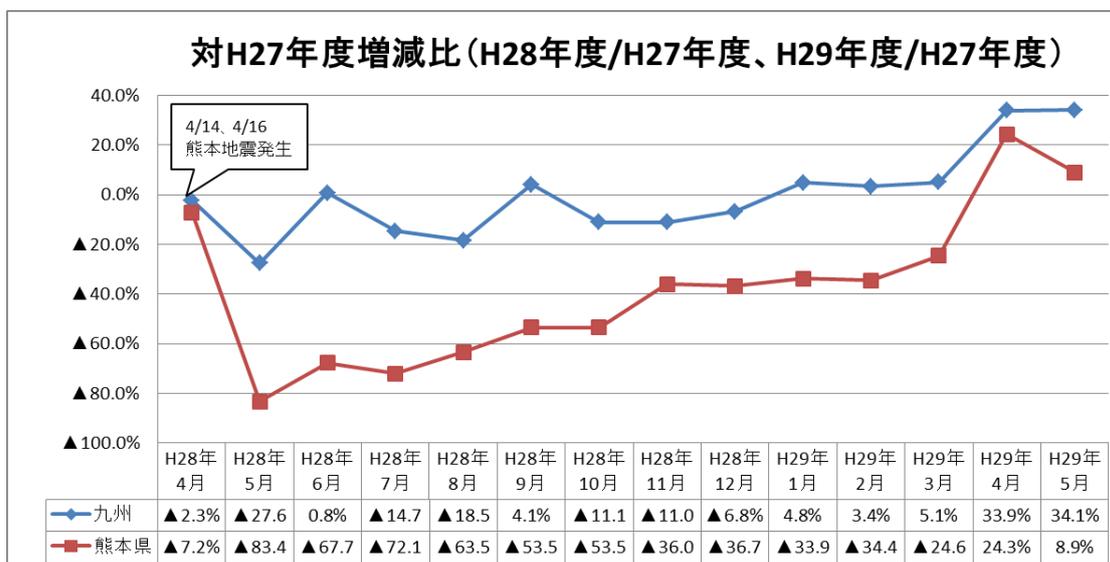
【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

熊本地震発生後、激減した外国人観光客数は、九州ふっこう割等の様々な対策を講じてきたものの、1年以上を経過した現在でも九州全体と比較して回復が遅れている状況である。

【熊本地震発生以降の外国人延べ宿泊者数の地震前との同月比（出典：観光庁宿泊統計調査）】



※H27・H28・H29 従業員数10人未満の施設を含まない。

そのような中、本県八代港への海外大型クルーズ船の寄港数は、昨年の10隻から今年は70隻程度に急増する予定である。しかしながら、クルーズ船寄港時のオプションツアーは、地元への経済波及効果が低いことや、旅行者がオプションツアーにおける免税店での買物のプログラムに満足できていないといった課題が明らかになってきていることから、船社や地元旅行会社と連携して新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）を開発し販売できるように取り組みを進めている。

また、震災の影響を受け、休業等を余儀なくされた事業者が多数いるが、一度絶たれた販路の回復には相当の時間を要する。創造的復興を果すためには、国内の販路回復だけでなく、アジアを中心とした海外の活力を取り込むことが重要であるが、県内企業の海外展開の経験が不十分であり、海外へのマーケット開拓が進んでいない状況である。

(2) 修学旅行等の教育旅行の復活

熊本地震の発生により県内に甚大な被害が発生し、平成28年度の教育旅行は約64%がキャンセルされ、平成29年度においても阿蘇地域の代表的なホテルの予約状況は地震前の約45%にとどまっており、教育旅行の回復は非常に厳しい状況である。（熊本県教育旅行受入促進協議会調べ）

平成29年度の九州への教育旅行延べ宿泊予約数は、平成27年度の76%となっており、九州観光周遊の中心に位置づけられる熊本の教育旅行の回復の遅れは、九州全体に影響している。（九州観光推進機構調べ）

風評被害や保護者等の不安を払しょくするため、昨年度から、旅行会社や学校関係者を対象とした教育旅行素材説明会、旅行会社を招請した現地説明会により正確な情報発信に努めており、継続的な取り組みが必要である。

(3) 阿蘇観光の復活

これまで、本県観光をけん引してきた阿蘇地域では、平成28年4月の熊本地震及び同年6月末の大雨による土砂崩れ等の影響により、交通インフラや観光関連施設に甚大な被害が発生。交通インフラ等の復旧は徐々に復旧してきてはいるが、本格的な観光復興への道のりは長い。

特に地震の被害が大きく回復しきれていない阿蘇地域については、県内主要39宿泊施設の4月から6月の宿泊客の動向調査によると、県全体に比べて、阿蘇地域、特に阿蘇中部・南部地域は、未だに旅行需要が回復しきれていない状況である。

【宿泊客の動向（県内主要39宿泊施設の4月～6月対前々年比）】

県全体	94.6%
阿蘇を除く県全体	104.2%
阿蘇全体地域	83.5%
阿蘇中部・南部地域	81.2%

出典：熊本県宿泊客数動向調査を基に作成

また、阿蘇火山博物館は、火山学習や自然体験活動で人気が高く、平成27年度は約1万人の教育旅行を受け入れたが、地震の影響で阿蘇山上へのアクセスが大きく制限されているため、平成29年度4～7月は291人となっている。

2 現行制度及び要望内容

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

項 目	現行制度	要望内容
①海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等		
・観光プロモーション	観光庁のH30年度予算概算要求において、訪日プロモーションの抜本改革11,181百万円が計上されている。	JNTOのプロモーション事業におけるメディア等の広報媒体によって熊本の観光を情報発信する取組みの重点化
・物産振興への支援	経済産業省のH30年度予算概算要求において、ふるさと名物応援事業1,600百万円が計上されている。	熊本の企業が商品力強化及び商品販売ルートを構築する取組みを支援する予算の確保
②外国人観光客へのおもてなし能力向上への取り組みへの支援	観光庁のH30年度予算概算要求において訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業8,810百万円が計上されている。	「宿泊施設インバウンド対応支援事業」にかかる支援対象者の拡充
③新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）に係るプロモーションの実施	観光庁のH30年度予算概算要求において、訪日プロモーションの抜本改革11,181百万円が計上されている。	JNTOのプロモーション事業における九州・熊本県へのクルーズ旅行に関する情報発信の重点化
④中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和	①十分な経済力を有する者とその家族 全国で数次ビザを導入 ②一定の経済力を有する者とその家族 沖縄県及び東北6県に対し数次ビザを導入	②一定の経済力を有する者とその家族に対しても、沖縄県及び東北6県と同様、本県への数次ビザの適用

(2) 教育旅行の復活

項 目	現行制度	要望内容
学校関係者等への働きかけ	文部科学省において、各県教育委員会等に対し通知を発出	国による働きかけ強化

(3) 阿蘇観光の復活

項 目	現行制度	要望内容
①観光情報の発信、誘客促進に関する支援 ②インフラ整備に応じた誘客ツアーの段階的実施への支援 ③観光産業の安定に不可欠な教育旅行の回復に向けた取組み ④地域のブランド力を高める観光施設等の投資促進	・広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	国による経費支援

3 要望の詳細

(1) 海外に向けた観光物産振興策の推進

① 海外に向けた熊本の観光物産プロモーション等への支援

被災地のイメージを払拭し、熊本への訪問意欲を高めるため、本県への外国人観光客の9割以上を占める東アジア及び東南アジアや本県で開催される国際スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックにより観光客の増加が期待できる欧米や豪州において観光プロモーションを積極的に展開したい。そのため、アジア地域や欧米豪地域を対象にJNTOで実施されているプロモーション事業において、国立公園満喫プロジェクトによりブランド化を進めている「阿蘇・くじゅう国立公園」をはじめとする熊本観光の魅力について、メディア等の広報媒体によって情報発信する取組みを重点化して進めていただきたい。なお、その際には、事前に情報提供いただくなどご配慮いただきたい。

また、経済産業省が平成30年度予算に概算要求されている「ふるさと名物応援事業」において、県内企業の海外でのブランド力確立や販路拡大に向けた取組を重点的に支援していただきたい。

② 外国人観光客へのおもてなし能力向上への取り組みへの支援

失われたインバウンド需要を取り戻すためには、「クレジット・電子マネー決済端末の導入、トイレの洋式化、表示等の多言語化、Wi-Fiの整備」など、外国人観光客が快適に観光を楽しむための環境整備が必須であり、観光客が最初に訪れる観光拠点施設の他、旅の目的地である各観光施設や宿泊施設等の受入体制を十分に整えることが重要である。よって、観光庁が平成30年度予算に概算要求されている「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」のうち「宿泊施設インバウンド対応支援事業」について、本県の観光産業が地震により傷んでいる状況を鑑み、支援対象者の観光施設への拡充についてご配慮いただきたい。

③ 新しい外国クルーズ船旅行商品（地元消費型旅行商品、FIT向旅行商品）に係るプロモーションの実施

本県では、これまでの中国発のクルーズ旅行商品に少なかった地元消費型の旅行商品や個人旅行者向けの旅行商品をクルーズ船社や旅行会社とともに開発し、販売を進めることとしている。そこで、今後、中国からの誘客を図るために熊本の観光地の魅力を広く発信する必要があることから、JNTOで実施されている中国でのプロモーション事業において、熊本県へのクルーズ旅行に関する情報発信を重点化して進めていただきたい。なお、その際には、事前に情報提供いただくなどご配慮いただきたい。

④ 中国人観光客に対するビザ発給要件の緩和

中国人観光客の増加によるインバウンド需要を回復させるため、沖縄県及び東北6県に地域限定されている数次ビザについて、本県も同地域と同様に発給が可能となるよう発給要件の緩和をお願いしたい。

(2) 教育旅行の復活

国においては、地震の影響により落ち込んでいる本県への修学旅行回復のため、都道府県教育委員会等の学校関係者や旅行業界に対し、本県への教育旅行の実施について働きかけを行っていただいているが、依然回復が遅れていることから、支援の継続をお願いしたい。

(3) 阿蘇観光の復活

国の強力な御支援により、「九州ふっこう割」を実施した結果、旅行需要の一定の回復が見られた。しかしながら、交通インフラや観光施設の復旧になお多くの時間を要し、本格的な回復への道りは長期にわたることが見込まれている。そのため、阿蘇地域における早期の観光復興を最大限に促進するために、観光庁が平成30年度予算に概算要求されている「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」において以下の取組みへの財政支援をお願いしたい。

- ・阿蘇地域の観光需要を完全に回復するため、今後予定される道路等のインフラの復旧のタイミングに合わせて段階的に誘客を促す取組み（例：阿蘇地域へのモニターツアー）
- ・阿蘇地域の観光産業の安定に不可欠な教育旅行の回復に向けた取組み（例：教育旅行の安全対策及び震災学習等の教育旅行素材に関するセールスツールの作成や教育旅行関係者（学校関係者、旅行会社、PTA等）の招請）
- ・傷ついた阿蘇観光の創造的復興に繋げるため、地域の魅力を高める観光施設の投資を促進させ、阿蘇のブランド力を向上させる取組み（例：観光施設等を整備するために必要な適地調査（ボーリング調査等））

【参考：現在の復旧状況（予定を含む）】

- ・平成29年8月27日 長陽大橋
- ・平成29年10月4日 阿蘇南登山道
- ・平成29年度中 北登山道
- ・平成32年 国道57号北側復旧ルート、国道325号阿蘇大橋ルート

被災動物等の救護支援

【環境省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震においては、一時的な迷子動物の増加に対応できる十分な収容施設や飼育管理者の確保ができなかったことや、被災動物（被災者が飼養している動物をいう。以下同じ。）の一時預かりにおいて県内外ボランティアの活用ができないなどの課題が生じた。

これらは、今後発生する大規模災害においても共通の課題であり、被災者支援の観点からも次の制度の創設等をお願いしたい。

- ① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置に係る支援体制の整備
- ② 被災動物の一時預かりに係る統一基準によるボランティア登録制度の創設

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本地震による被災動物の保護状況（平成 29 年 10 月 16 日時点）

	総計	犬	ネコ
保護数	2,024 匹	861 匹	1,163 匹
返還数	240 匹	235 匹	5 匹
譲渡数	1,264 匹	492 匹	772 匹
現在収容数	17 匹	16 匹	1 匹

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 迷子動物の飼育管理施設の確保や飼育管理者の配置	なし	体制の整備
② 被災動物の一時預かり	なし	ボランティア登録制度の創設支援

3 要望の詳細

- ① 大規模災害発生時には、多くの迷子動物を収容する必要があるが、被災自治体においては他の災害対応業務も多く、早急に飼育管理施設の確保や収容した動物の取扱いができる経験者の確保が困難。

そのため迅速な対応ができるよう、飼育管理施設の確保や飼育管理経験者の人材確保と配置に係る支援体制の整備をお願いしたい。

- ② 熊本地震時には被災動物の一時預かりが必要となった。県外のボランティアからも一時預かりの申出があったが、当該ボランティアによる飼育管理状況等が不明なため、活用に至らなかった。

被災自治体が全国のボランティアを安心して活用し、長期的かつ広域的な一時預かり支援が行えるよう、全国統一基準によるボランティア登録制度の創設をお願いしたい。

